

令和3年（2021年）2月15日

八王子市社会福祉審議会  
地域福祉専門分科会委員 各位

八王子市社会福祉審議会  
地域福祉専門分科会  
会 長 和田 清美

令和2年度（2020年度）第2回八王子市社会福祉審議会  
地域福祉専門分科会（書面会議）の資料の送付について

日頃より八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の運営にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記会議につきまして、書面開催といたしましたので下記のとおり会議資料を送付いたします。別添の「意見書」の提出をもって出席といたしますので、郵送、FAX、電子メールにて、2月22日（月）までに下記担当へご提出ください。

## 記

### 1 会議内容

<議 題> 「第2回地域福祉専門分科会 補足資料」「資料1」をもとに御審議願います。

(1) 重層的支援体制整備事業への移行について

<報 告> 「資料2」「資料3」「資料4」にて御報告いたします。

(1) 「令和2年度（2020年度）第2回八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」  
の報告について

(2) 第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の結果について

(3) 令和2年度（2020年度）第1回地域福祉専門分科会に対するご意見等への回答について

### 2 送付資料

- ・八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 委員名簿
- ・第2回地域福祉専門分科会 補足資料
- ・【資料1】 重層的支援体制整備事業への移行について
- ・【資料2】 令和2年度第2回八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議の報告について
- ・【資料3】 第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の結果について
- ・【資料4】 令和2年度（2020年度）第1回地域福祉専門分科会に対するご意見等への回答
- ・令和元年度（2019年度）実績報告書修正箇所一覧
- ・実績報告書修正版
- ・令和2年度（2020年度）第1回八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議議事録
- ・意見書

<八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会事務局>

八王子市福祉部福祉政策課 担当 深澤・星野・増田

電 話 042-620-7240 FAX 042-623-6120

メール b440100@city.hachioji.tokyo.jp

## 第2期 八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

### 委員名簿

(任期:平成30年(2018年)4月～令和3年(2021年)3月)

令和2年(2020年)8月1日現在

氏名	ふりがな	所属
黒岩 亮子	くろいわ りょうこ	学校法人 日本女子大学
小室 崇司	こむろ たかし	八王子市町会自治会連合会
篠原 由紀子	しのはら ゆきこ	市民委員
添田 繁實	そえだ しげみ	市民委員
○ 田中 利男	たなか としお	八王子市民生委員児童委員協議会
堤 直樹	つつみ なおき	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会
豊田 聡	とよだ さとる	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
山下 晋矢	やました しんや	一般社団法人 八王子市医師会
◎ 和田 清美	わだ きよみ	公立大学法人 首都大学東京

◎会長、○副会長

#### <市職員>

氏名	ふりがな	所属
石黒 みどり	いしぐろ みどり	福祉部長
山崎 寿子	やまざき ひさこ	生活福祉担当部長
平井 智也	ひらい ともや	福祉政策課長
立川 寛之	たちかわ ひろゆき	高齢者いきいき課長
滝口 敦	たきぐち あつし	高齢者福祉課長
遠藤 徹也	えんどう てつや	障害者福祉課長
一杉 昇子	ひとすぎ しょうこ	生活自立支援課長
米村 勇	よねむら いさむ	生活福祉総務課長
武井 博英	たけい ひろひで	健康政策課長
井上 茂	いのうえ しげる	地域医療政策課長
澤田 正一	さわだ しょういち	子どものしあわせ課長
青柳 志良	あおやぎ しろろ	協働推進課長

## 令和2年度（2020年度）第2回地域福祉専門分科会（書面開催）

### 審議事項及び報告内容についての補足

#### 1. 議 題

##### （1）重層的支援体制整備事業への移行について

資料1

##### ◆概要

- ・令和3年4月より市は重層的支援体制整備事業を実施する。
- ・令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村における包括的な支援体制の構築の積極的な実施が規定された。
- ・これは、これまで議論が進められた「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関する考え方の延長線上にあるもの。
- ・社会福祉法第106条の4「重層的支援体制整備事業」が新設され、令和3年4月より自治体で実施することができることとなり、現時点では市町村の任意事業であるものの、本市ではこの事業に積極的に取り組んでいく。
- ・事業主体は市町村となるが、本市では実施にあたって八王子市社会福祉協議会へ委託を行い実施する。これは、これまで地域共生社会実現に向けた国のモデル事業（本市では「地域福祉推進拠点及びCSWの配置」）による“断らない相談窓口の設置”を活用・発展させた事業として整備することによる。
- ・重層的支援体制整備事業は資料の1～2ページの6つの事業の実施によって成り立っている。（このうち第6号の「支援プランの作成」については、第5号の「多機関協働事業」の中で実施することとなるので実質5つの事業。）
- ・各事業の説明は資料の3～9ページとなり、既存の事業はそのまま実施し、新たな事業については、社会福祉協議会への委託により実施することとなる。ただし、7ページの「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」や、8ページの「参加支援事業」については、本市としてはこれまでも地域福祉推進拠点のCSWが実施してきた業務のため、全くの新規事業は、5ページの「多機関協働事業」となる。
- ・「多機関協働事業」は各相談・支援機関で受け付けた相談が、1つの機関では対応しきれないような“複雑化・複合化”した課題を抱えていることで、課題の解きほぐしが求められる際に実施する。
- ・各支援機関は複雑化・複合化した相談を受け付けた際には、相談者からの同意を得た後に、社会福祉協議会へ多機関協働事業への依頼を行う。社会福祉協議会は必要に応じて関係所管を集めた重層的支援会議を開催し、各々の課題分担や支援の方向性を整理し、支援プランの作成を行う。
- ・市では新規に追加される事業である「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」を行うための職員として既存のCSW以外に新規に8名の人員配置を予定

し、業務を実施する。

- ・重層的支援体制整備事業は、これまで各所管で対応してきた事務を変更させるものではなく、各所管間で縦割りの弊害が起きていた部分について、包括的な支援体制が連携できるツールであり、この制度を活用して、より市民のニーズに添った仕組みの構築を目指す。
- ・また、地域福祉推進拠点は今後重層的支援体制整備事業の核となり、市民への認知度も重要となっていくことから、新年度に愛称募集を予定しており、より一層地域に密着した支援の展開を進める。

#### ◆審議内容

- ・制度の内容についてご確認いただき、本市の仕組みづくり等についてご意見をお願いいたします。

## 2. 報告

(1)「令和2年度(2020年度)第2回八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」の報告について

資料2

#### ◆概要

- ・令和2年12月18日(金)に本年度2回目となる「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」を開催した。
- ・今回の議題では、会議の中に部会の設置を行えるよう要綱を改正すること、また「重層的支援体制整備事業」の制度についての説明を行った。
- ・会議は各専門的な相談・支援機関により構成されることから、現在非公式な位置づけで開催している「ひきこもりに関する情報交換会」を、会議の中の部会に位置付けられるように部会設置が可能となるように改正を行っている。
- ・この「ひきこもりに関する情報交換会」は、ひきこもり家族会、生活自立支援課、高齢者あんしん相談センター、社会福祉協議会、保健所(健康対策課)をメンバーとして概ね月に1回程度開催してきている。今後ひきこもり施策は重要となってくることから、市の組織としての位置づけを行い、情報交換を行っていく。
- ・また重層的支援体制整備事業については、各相談・支援機関に説明を行い、周知を進めた。
- ・今後は重層的支援体制整備事業の中で組織される「重層的支援会議」と、「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の棲み分けが必要となり、個別の支援ケースの支援策の会議体としては「重層的支援会議」に、また個別の会議ごとの情報共有の場などとして「包括的な地域福祉ネットワーク会議」を位置付けることとなる。

#### ◆ご意見・ご質問

- ・報告内容についてご意見等をお願いいたします。

(2) 第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の結果について 資料3

◆議題の概要

- ・第3期八王子市地域福祉計画において、計画の達成度を見る指標として各テーマに目標を掲げているが、計画期間の中間年である令和2年度(2020年度)と5年目である令和4年度(2022年度)に意識調査を実施し、成果把握を行うこととしている。
- ・今年度第1回目の地域福祉専門分科会で御議論をいただいたアンケート調査について、市内在住の18歳以上の男女を対象として、3,000人を無作為抽出して12月1日より実施した。調査項目や対象者等は第3期八王子市地域福祉計画の指標との比較となることから、平成28年に実施した内容とし、新型コロナウイルス感染症に関する質問を追加している。
- ・有効回答数は1202件で、回答率は40%であった。
- ・現時点ではすべての項目について集計が済んでおらず、細かな分析等はこれからになるが、第3期八王子市地域福祉計画で用いた指標との比較のみ抽出すると資料3のとおりとなった。
- ・結果については、新型コロナウイルス感染症の影響もあるものと考えられるが、集計を進め、今後の施策を行う上での参考としていく。

◆ご意見・ご質問

- ・報告内容についてご意見等をお願いいたします。

(3) 令和2年度(2020年度)第1回地域福祉専門分科会に対するご意見等への回答について

資料4

◆議題の概要

- ・令和2年(2020年)8月13日(木)に開催した、令和2年度(2020年度)第1回地域福祉専門分科会(書面会議)に対していただいたご意見に対する回答を作成。

◆ご意見・ご質問

- ・報告内容についてご意見等をお願いいたします。

## 重層的支援体制整備事業への移行について

### ◆法律の整備

令和2年6月に改正社会福祉法の可決・成立を受けて、市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定が令和3年4月に施行することとなった。

#### 【改正社会福祉法】

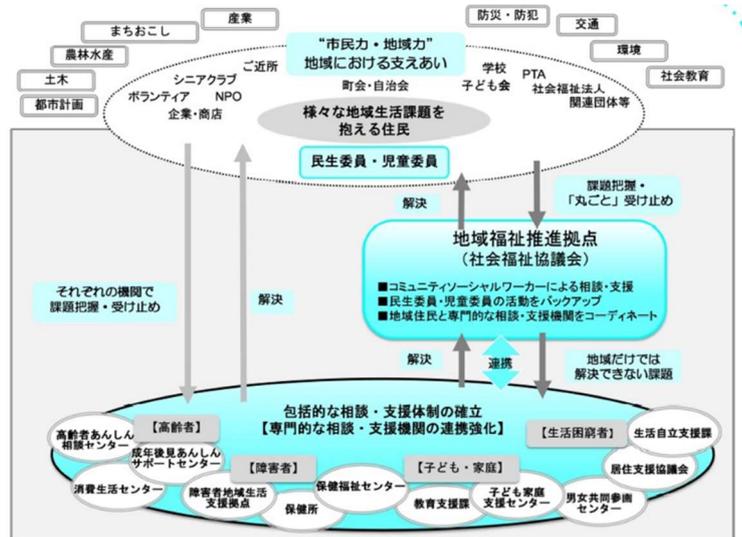
改正案	現行
<p>第106条の3 市町村は、<b>次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の实情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施</b>その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>第106条の3 市町村は、<b>次に掲げる事業の実施</b>その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p>
<p>第106条の4（重層的支援体制整備事業）【新設】 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。</p> <p>2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体的のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。</p> <p>一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業</p> <p>イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業</p> <p>ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業</p> <p>ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業</p> <p>ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業</p> <p>二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業</p> <p>三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業</p> <p>イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業</p>	<p>第1号 包括的相談支援事業</p> <p>第2号 参加支援事業</p> <p>第3号 地域づくり支援事業</p>

<p>ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業</p> <p>ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業</p> <p>四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業</p> <p>五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業</p> <p>六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業</p> <p>3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。</p> <p>4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。</p> <p>5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <p>第5号 多機関協働事業</p> <p>第6号 支援プランの作成</p>
<p>第106条の6（支援会議）【新設】</p> <p>市町村は、支援関係機関、第106条の4第4項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第3項及び第4項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。</p> <p>2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。</p> <p>3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。</p> <p>5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。</p>	

## ◆現状の相談・支援体制について

### 【主な相談・支援機関】

- 1 高齢者あんしん相談センター
- 2 成年後見あんしんサポートセンター
- 3 消費生活センター
- 4 障害者地域生活支援拠点
- 5 保健所
- 6 保健福祉センター
- 7 子ども家庭支援センター
- 8 教育支援課
- 9 若者総合相談センター
- 10 生活自立支援課
- 11 男女共同参画センター
- 12 居住支援協議会
- 13 地域福祉推進拠点



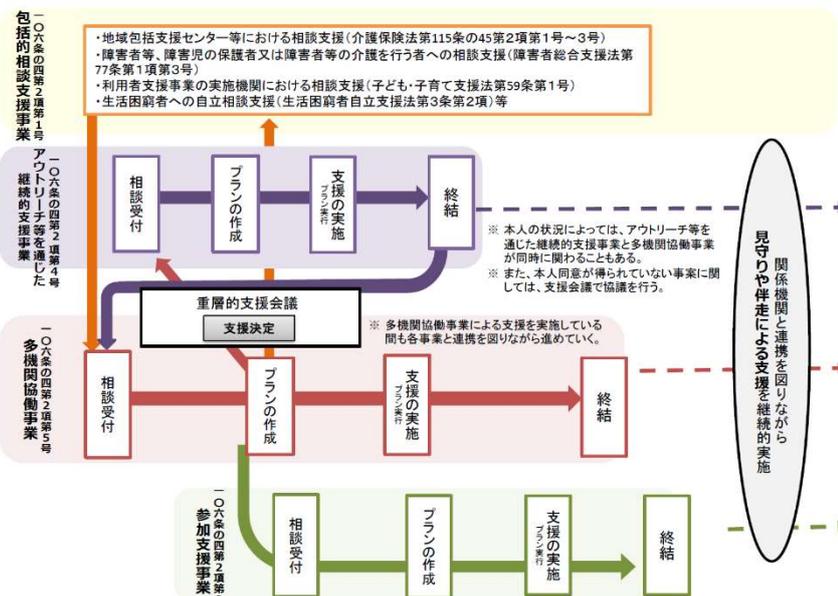
### 【これまでの対応】

- ①相談を受付けた機関（1～13）は、受付けた相談に対し、関係する機関と調整を行い問題の解決を図る。
- ②制度の狭間の相談については、地域福祉推進拠点で問題の受付・解決を行う。
- ③各相談・支援機関は包括的な地域福祉ネットワーク会議等によって連携を行う。

## ◆重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、『相談支援（包括的な相談支援の体制）』、『参加支援』、『地域づくりに向けた支援』、『アウトリーチ等を通じた継続的支援事業』、『多機関協働』、『支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）』により実施する。

～重層的支援体制整備事業における支援フロー（イメージ）～



I 包括的相談支援事業

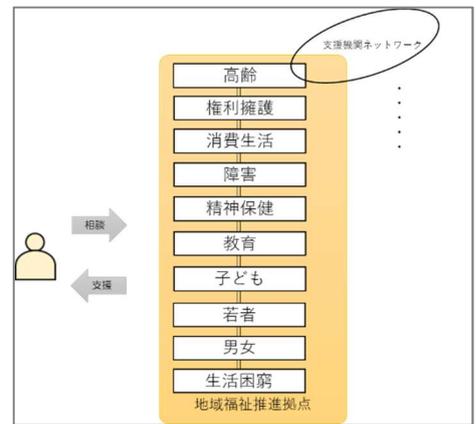
⇒地域福祉推進拠点（八王子市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に委託し実施する）を中心として既存の取組み等により実施

**包括的相談支援事業とは**

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受けとめる。
- ・受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と支援機関のネットワークで連携を図りながら支援を行う。
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。

包括的な相談の受け止め

- 包括的相談支援事業において、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め話しを聞く。
- 受け止めた相談者のうち、当該支援機関のみでは解決が難しい場合には、支援関係機関と連携を図り対応するほか、事案によっては適切な支援関係機関へつなぐことが求められる。

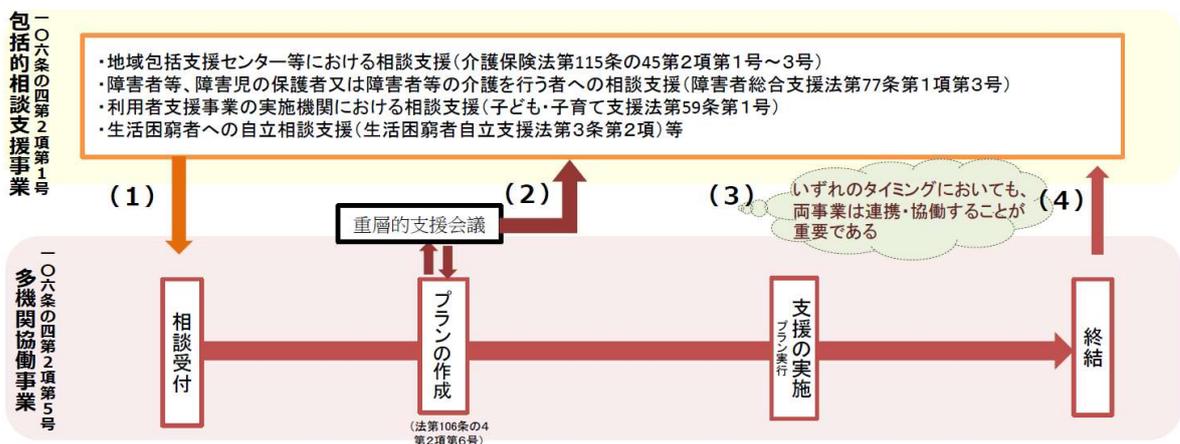


多機関協働事業へのつなぎ（新規）

- 複合的な課題を抱えており、課題の全体像を俯瞰したうえで解きほぐしを行う必要のある事例や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例については、多機関協働事業に支援を依頼する。
- ⇒個々の課題以外に世帯で抱える課題がある場合等について、多機関協働事業（社協）へとつなぎ、社協は各支援機関の役割分担等調整を行う。

重層的支援会議への参加（新規）

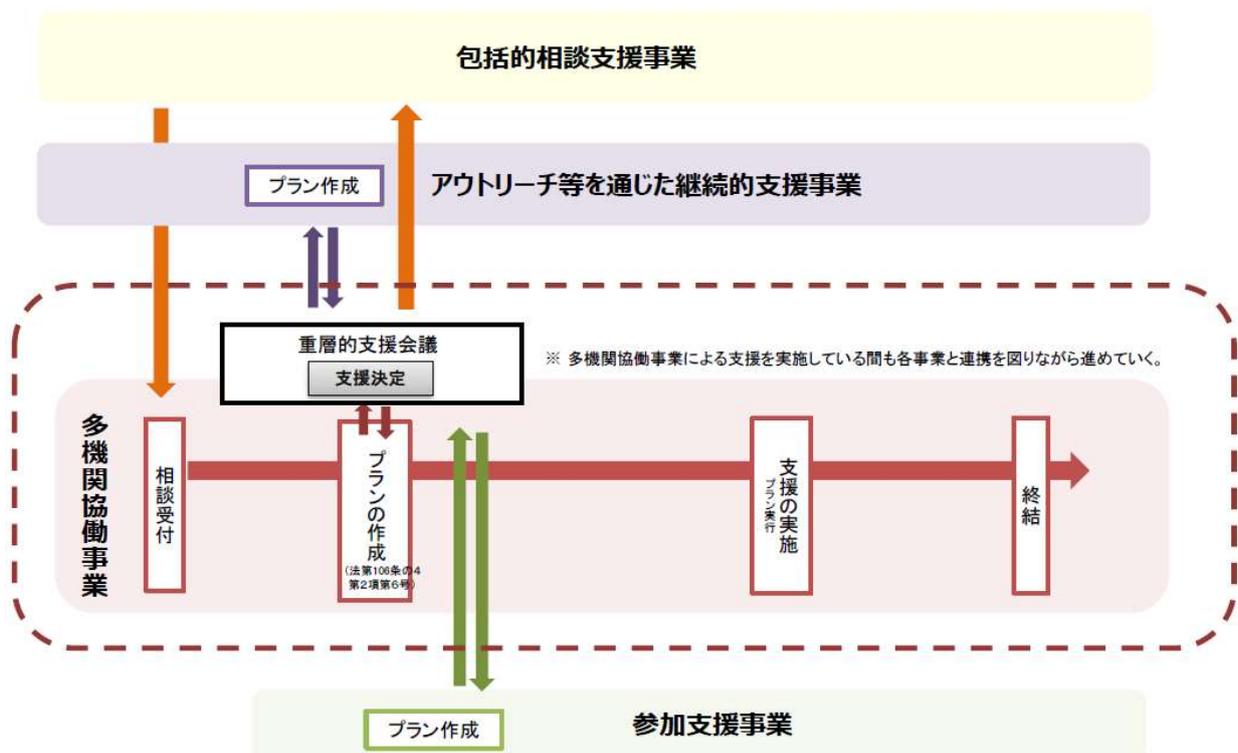
- 重層的支援会議には原則として包括的相談支援事業の実施者も参加することが望ましい。



II 多機関協働事業（新規）

⇒本市では社協に委託し実施する。

- 多機関協働事業は、複合的な課題を抱えており、課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う事業。
- 支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理する役割を担う事業であり、基本的には直接の個別支援は行わない。
- 支援対象者は複合的な課題を抱えており、単独の支援機関では対応が難しく、かつ各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有するものを支援対象者と想定する。
- 複合的な課題を有していたり、支援関係機関に役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業が相談を受け付け、支援を行う。
- 上記に該当しない事例などが多機関協働事業につながった場合には、つなぎ元の機関と協議したうえで、必要に応じて元の支援関係機関に戻す。
- 多機関協働事業が本人・世帯の状態を把握し、アセスメントをするために必要な情報は、包括的相談支援事業をはじめ、その他適切な支援関係機関に依頼する。多機関協働事業が本人から直接、情報収集やアセスメントをした方が良い場合には、直接自宅を訪問したり面接を行う。
- 収集した情報は、多機関協働事業がインテーク・アセスメントシート（標準様式）にまとめるほか、必要に応じて重層的支援会議に提示する。
- アセスメントの結果を踏まえプランを作成する。プランは支援関係機関の役割や支援の方向性を整理するために作成する。参加支援事業およびアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用する場合も、多機関協働事業がプラン上で利用することを明記し、支援決定を受けた後でつなぐこととなる。
- 本人の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援関係機関の役割について合意形成を図ることができた時点で、関わりは一旦終わりとなる。

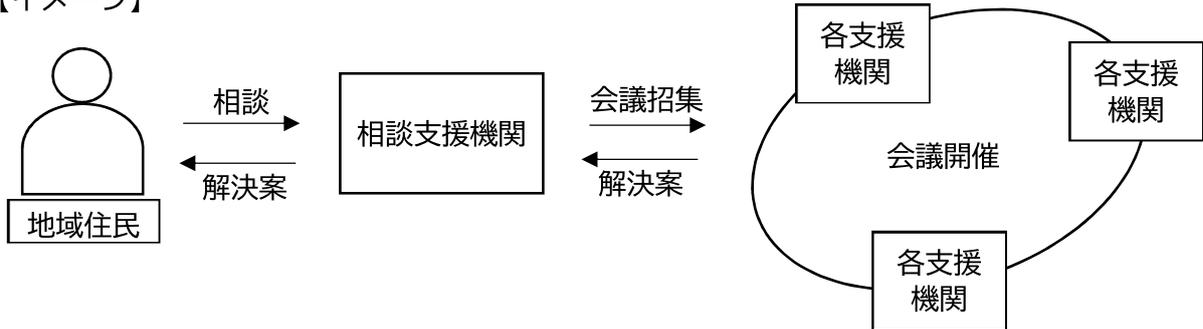


《包括的相談支援事業と多機関協働事業の相違》

・個々の所管で対応できる課題

各相談機関に寄せられた相談について、各所管の範囲で対応できるものについては既存どおり対応する。その際に他の相談機関との連携が必要な場合も、既存の連絡体制で対応可能な場合は、そのネットワークにおいて対応する。

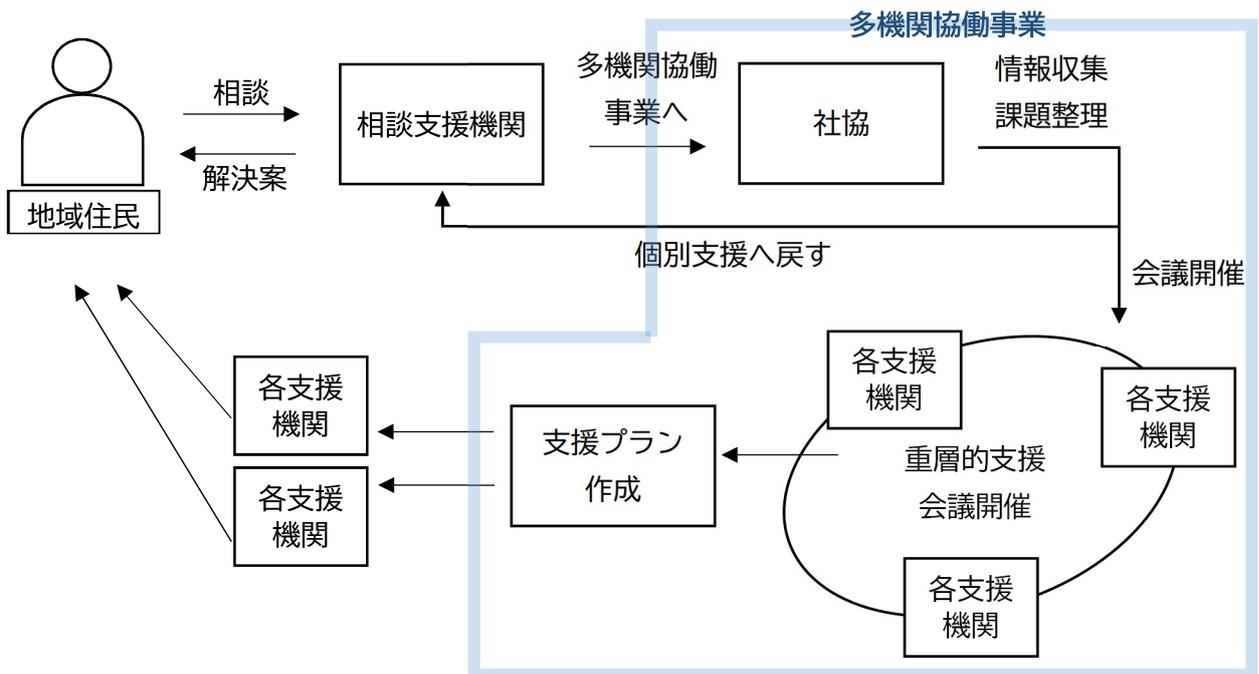
【イメージ】



・複雑化・複合化した課題（多機関協働事業）

複雑化・複合化した課題については、相談支援機関で受け、共通の相談申込書（本人同意を含めた多機関協働事業の利用申込）の受付を行った後、社協へつなぐ。社協は、本人・世帯の状態を把握し、アセスメントをするために必要な情報を支援関係機関に依頼する。収集した情報は、標準様式にまとめ、関係各相談機関を招集して開催する重層的支援会議に提示する。

【イメージ】



Ⅲ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新規）

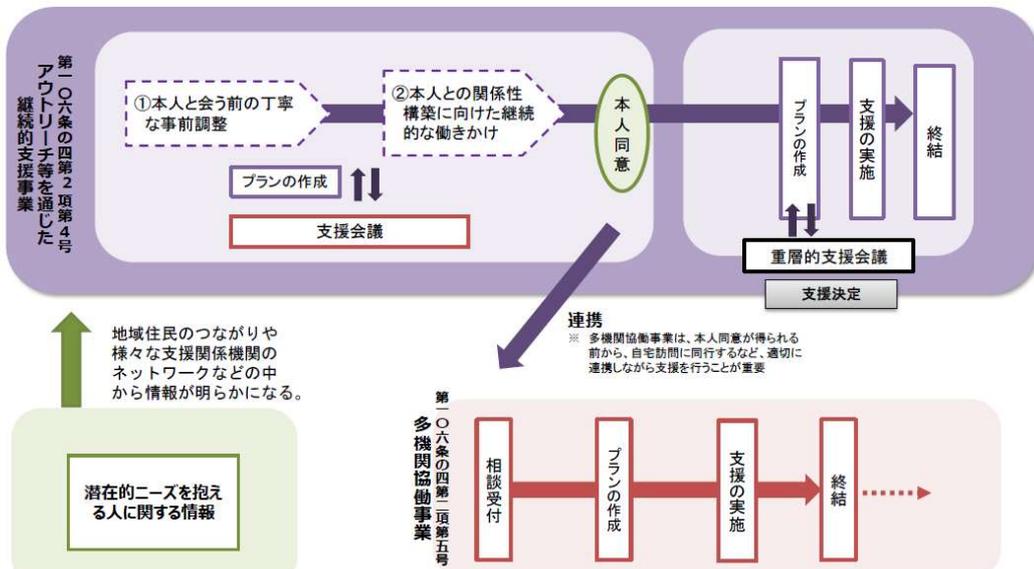
⇒本市では社協に委託し実施する。

日常のソーシャルワーク業務により対象者を把握し継続的支援事業に組み込む。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

- ・ 支援が届いていない人に支援を届ける。
- ・ 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける。
- ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。

- 長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業。したがって、多くの事案は、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定される。
- そのような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が重視する支援は、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援。
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援内容は上述のとおり、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものであるが、それら以外も含めて整理すると大きく以下5つに分かれる。
  - ① 潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するために、関係機関（者）と連携し、つながりの中から相談者を発見する。【会議や連携を通じての情報収集】
  - ② ニーズを抱えている人に直接支援を届けるために、丁寧に情報収集や会うための方策を検討する。【事前調整】
  - ③ 本人と直接関わるために、本人に対して手紙を置いたり、チラシなど情報提供をするなど、間接的な関りを行う。【関係性構築に向けた支援】
  - ④ 自宅訪問などを含め、本人のところまで赴き支援を行う。【家庭訪問】
  - ⑤ 本人に出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や適切な支援関係機関につながる事が困難な人に対して、自宅訪問などを行い、外出支援や適切な支援関係機関につなげる。【家庭訪問、同行支援】
- アウトリーチ等事業者（社協）は、プランを作成し、守秘義務規定がかけられた「支援会議」にプラン諮ることが求められる。支援会議では、関係者で支援の方向性や方法の妥当性等について検討する。
- 本人との関係性が構築され本人同意が得られた後、アウトリーチ等事業者（社協）は、プランを作成し、「重層的支援会議」にプランを諮ることが求められる。
- 本人にとって適切な支援関係機関につなぐことができた段階で支援は終結となる。



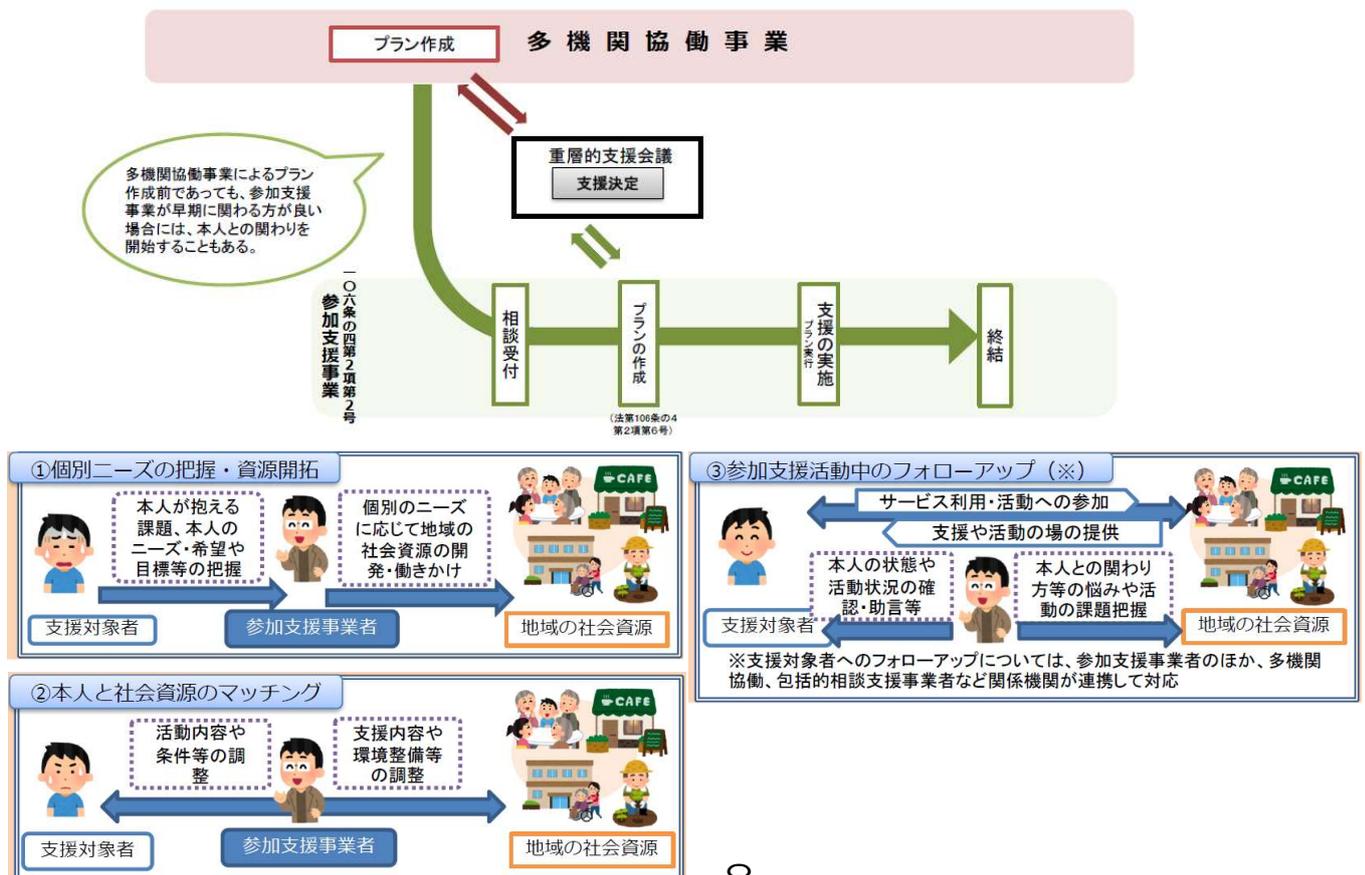
IV 参加支援事業（新規）

⇒本市では社協に委託し実施する。

**参加支援事業とは**

- ・ 社会とのつながりを作るための支援を行う。
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングメニューをつくる。
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。

- 既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間を調整することで、多様な社会参加の実現を目的として行う。
- 支援対象者は、既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などが想定される。
- 参加支援事業の利用は、重層的支援会議で事業の利用が必要と判断された場合に開始となる。
- 参加支援事業者（社協）は、相談受付を行ったのちに、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、プランを作成し、重層的支援会議に諮る。
- プランには本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために、本人に合った目標を設定し、そのために参加支援事業者やその他の関係者が取り組むことを記載する。
- 参加支援事業による支援内容は大きく次の2つの要素に分かれる。
  - 1 資源開拓・マッチング  
利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作り
  - 2 定着支援・フォローアップ  
本人に対する定着支援と受け入れ先（企業など）への支援
- 本人が望む社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができるほか、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で一旦プランに基づいた支援は終結となる。



V 地域づくり事業

⇒既存の各所管の事業及び社協での事業により実施する。

地域づくり事業とは

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
- ・地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を促す。

□既存の地域づくり関係の事業の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。

※既存の地域づくり事業

【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

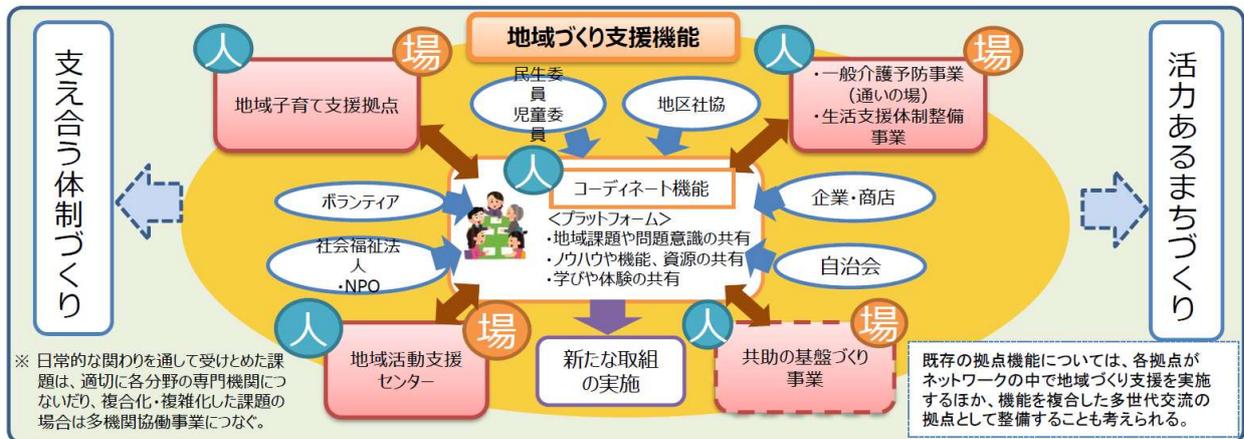
生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業

【子ども】地域子育て支援拠点事業

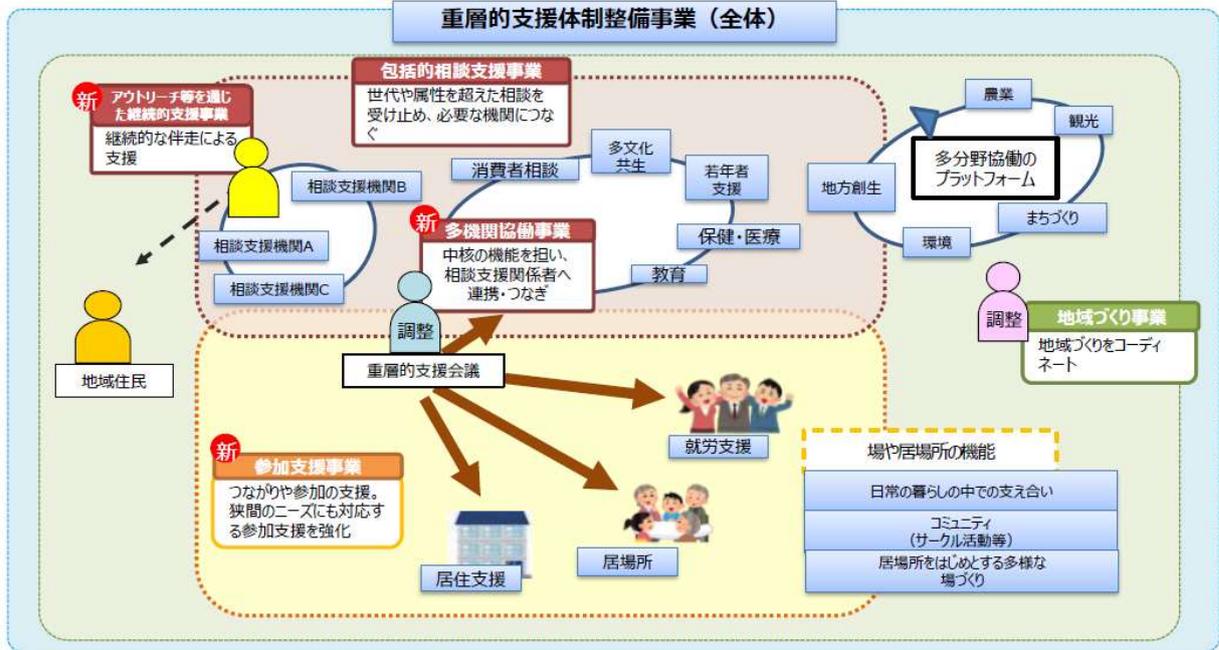
【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

□支援対象者は地域住民をはじめとする地域の暮らしを構成する個人や民間企業等を含む関係者全てが対象者

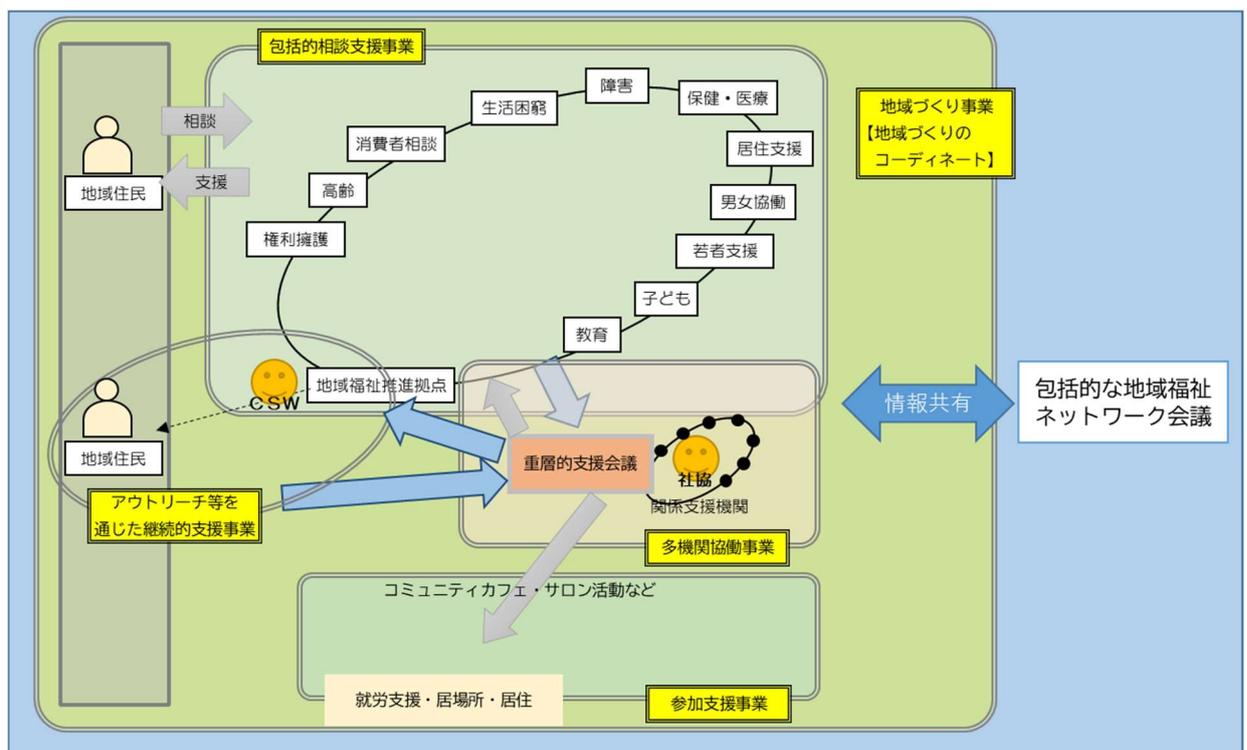


◆重層的支援体制整備事業の全体像

【国作成イメージ図】



【本市のイメージ】



## ◆個別の事業における各相談・支援機関の役割

## I 包括的相談支援事業 【社協・関係専門機関】

§ 各専門機関は受付けた相談に対し、関係する機関と調整を行い問題の解決を行う。

§ 社協は市内に9か所ある地域福祉推進拠点を中心として対応を行う。

§ 地域福祉推進拠点では、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が対象者を限定せず、制度やサービスへの狭間への対応を行いつつ、専門機関と連携し解決へと結びつける。

## II 多機関協働事業（重層的支援会議） 【社協・関係専門機関】

§ 社協は多機関協働事業を実施する体制を整備し、重層的支援会議を開催する準備をする。

§ 重層的支援会議の開催ルートは以下の3パターンとなる。

《包括的相談支援事業から》

- ・各専門機関は受付けた相談のうち、複雑化・複合化した課題については、重層的支援会議にかけるための本人同意を含めた共通の相談申込書で受付を行い、各地域の地域福祉推進拠点へ連絡する。
- ・各専門機関は、本人・世帯の状況等必要な情報を聴取する。

《アウトリーチ等を通じた継続的支援事業から》

- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施するCSWは、本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけにより本人同意を得た段階で、本人・世帯の状況等必要な情報を整理し重層的支援会議の開催につなげる。

《参加支援事業から》

- ・一度開催された重層的支援会議で決定された支援プランにおいて、“参加支援事業により支援を行っていく”こととなった支援者について、CSWは個別のニーズの把握や資源開拓、マッチングを行ったうえで、プランの作成を行い、重層的支援会議でプランの内容について諮る。

§ 重層的支援会議の開催

- ・重層的支援会議は関係する地域ごとに開催する。
- ・多機関協働事業の連絡を受付けた社協は、情報の整理を行い、インタビュー・アセスメントシート（標準様式）にまとめるほか、重層的支援会議に提示する。
- ・社協は会議の検討のための支援関係機関等の招集を行う。また、既存の会議体<sup>(※)</sup>と組み合わせて開催するなど効率的・効果的な実施も検討する。
- ・重層的支援会議では、アセスメントに基づく本人の目標、支援方針、プラン内容、各支援機関の役割分担、モニタリング時期の検討等について協議を行う。

※既存の協議体・地域ケア会議（高齢）、要保護児童地域対策協議会、支援調整会議（生活困窮）、生活自立協議会（障害） など

### Ⅲ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【社協】

- § 社協は市内に地域福祉推進拠点に配置されているCSWを中心として、地域の潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するために、関係機関（者）と連携し、つながりの中から相談者を発見する。
- § ニーズを抱えている人に対し、事前調整、関係性構築に向けた支援、家庭訪問、同行支援を行うなかで、その人にあったプランを作成し、守秘義務規定がかけられた「支援会議」にプランを諮る。
- § 本人との関係性が構築され、本人同意が得られた後は、重層的支援会議へつなぎ、その中でプランの内容を諮る。
- § 本人にとって適切な支援機関につなぐことができた段階で終結。

### Ⅳ 参加支援事業 【社協】

- § 重層的支援会議により作成されたプランにおいて、“参加支援事業により支援を行っていく”こととなった案件について、社協はCSWを中心として、支援プランの作成を行う。
- § CSWはアセスメントを行い、社会参加に向けた支援の方向性や内容を定めプランの作成を行い、重層的支援会議に諮る。
- § 支援対象者の個別ニーズの把握、個別ニーズに応じた地域資源の開発や働きかけ、本人と社会資源のマッチング等を行うことで支援を実施していく。
- § 本人が望む社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができるほか、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で一旦プランに基づいた支援は終結。

### Ⅴ 地域づくり事業 【社協、関係専門機関】

- § 各関係専門機関は既存の地域づくり事業により多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。
- ◀ 関連所管 ▶
- 一般介護予防事業 …… 高齢者ボランティアポイント制度（高齢者いきいき課）  
ふれあい・いきいきサロン活動支援（高齢者いきいき課）  
地域介護予防活動支援事業（各保健福祉センター）
- 生活支援体制整備 …… 高齢者在宅生活支援サービス（高齢者いきいき課）R3～
- 地域活動支援センター …… 地域活動支援センター（障害者福祉課）
- 事業
- 地域子育て支援拠点整備事業 …… 親子つどいの広場運営（子ども家庭支援センター）  
親子ふれあい広場運営（子ども家庭支援センター）  
民間保育所運営（保育幼稚園課）  
認定こども園運営（保育幼稚園課）  
市立保育子育てひろば運営（保育幼稚園課）  
児童館の管理運営（児童青少年課）  
児童館子育てひろば運営（児童青少年課）
- 生活困窮者の共助の基盤づくり事業 …… 生活困窮者の自立支援訪問支援（生活自立支援課）

令和2年度(2020年度)第2回八王子市包括的な  
地域福祉ネットワーク会議の実施について

1. 開催概要

(1) 日時

令和2年度(2020年度)12月18日(金) 10:30~

(2) 場所

八王子市市役所本庁舎 職員会館第二会議室

2. 議事内容

・報告事項

(1) 八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱の改正案について

(2) 重層的支援体制整備事業について

3. 当日資料

・【資料1】八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱(案)

・【資料2】八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱 新旧対照表

・【資料3】重層的支援体制整備事業への移行について

議題1の資料内容と重複するため添付省略

・【資料4】重層的支援体制整備事業の運用にあたって確認事項

# 令和 2 年度(2020 年度) 第 2 回 八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議 次第

日時:令和 2 年(2020 年)12 月 18 日(金)

午前 10 時 30 分～

場所:職員会館第二会議室

## 1 開 会

## 2 報告事項

(1)八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱の改正案について

(2)重層的支援体制整備事業について

## 3 閉 会

### □配布資料

- ・【資料 1】八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱(案)
- ・【資料 2】八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱 新旧対照表
- ・【資料 3】重層的支援体制整備事業への移行について
- ・【資料 4】重層的支援体制整備事業の運用にあたって確認事項

## 八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱（案）

## （設置）

第1条 専門的な相談・支援機関及び地域福祉推進拠点（以下「各機関等」という。）が、地域ネットワークの中で把握した困難な地域生活課題や、複合的な課題、制度の狭間にある課題について、各機関等がそれぞれの経験と事例を持ち寄り、連携して対応方法を検討し、課題の解決を図るとともに、情報共有を推進し各機関等間のネットワークを強化することを目的として、八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 各機関等による困難な地域生活課題の包括的な把握と、具体的解決策の検討
- 二 地域生活課題に関連する各機関等間の情報共有

## （組織）

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる各機関等において実務を担当する者をもって組織する。

- 2 ネットワーク会議には会長を置き、福祉部福祉政策課長をもって充てる。
- 3 ネットワーク会議には副会長を置き、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

## （招集及び開催）

第4条 ネットワーク会議は、会長が年2回以上、定例的に招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定に基づく者以外の者にネットワーク会議への出席を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、会長は、必要があると認めるときは、臨時にネットワーク会議を招集することができる。

## （守秘義務）

第5条 前条の規定によりネットワーク会議に出席する者（以下「出席者」という。）は、ネットワーク会議またはネットワーク会議の係る事務の遂行において知り得た個人情報を漏らしてはならない。

## （庶務）

第6条 ネットワーク会議に係る次に掲げる事務は、福祉政策課において処理する。

- 一 ネットワーク会議開催前に、出席者から、ネットワーク会議において検討すべき困難な地域生活課題や、出席者で共有すべき情報を収集する。
- 二 一で収集した事項について、ネットワーク会議開催前に、出席者へ周知する。
- 三 ネットワーク会議の出席者へ、ネットワーク会議の開催を通知するほか、資料・会場等の準備を行い、会議の円滑な進行を図る。

- 四 ネットワーク会議の開催後、議事録を作成し、出席者へ配布する。また、個人情報に留意したうえで、ホームページ等にて議事録を公開する。
- 五 開催済みのネットワーク会議での検討事項や情報共有事項について、出席者及び会長が認めた者が参照可能な形で整理する。
- 六 ネットワーク会議における検討事項や開催状況等について、八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に報告を行う。

(部会)

第7条 個別の課題について検討する必要がある場合、ネットワーク会議に部会を設置することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)12月 日から施行する。

別表(第3条関係)

各地域の代表	地域福祉推進拠点
専門的な相談・支援機関	高齢者あんしん相談センター 八王子市福祉部高齢者福祉課
	障害者地域生活支援拠点 八王子市福祉部障害者福祉課
	八王子市福祉部生活自立支援課
	成年後見・あんしんサポートセンター八王子 八王子市福祉部福祉政策課
	八王子市健康部保健対策課
	八王子市医療保険部大横保健福祉センター
	八王子市医療保険部東浅川保健福祉センター
	八王子市医療保険部南大沢保健福祉センター
	八王子市子ども家庭部子ども家庭支援センター
	若者総合相談センター 八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課
	八王子市市民活動推進部男女共同参画課
	八王子市市民部消費生活センター
	八王子市まちなみ整備部住宅政策課

新	旧
<p style="text-align: center;">八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱（案）</p> <p>第1条～第6条 （略）</p> <p><u>（部会）</u>  <u>第7条 個別の課題について検討する必要がある場合、ネットワーク会議に部会を設置することができる。</u></p> <p>（委任）            第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則            この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。  <u>附 則</u>  <u>この要綱は、令和2年（2020年）12月 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱</p> <p>第1条～第6条 （略）</p> <p>（委任）            第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則            この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。</p>

別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
各地域の代表	地域福祉推進拠点	各地域の代表	地域福祉推進拠点
専門的な相談・ 支援機関	高齢者あんしん相談センター 八王子市福祉部高齢者福祉課	専門的な相談・ 支援機関	高齢者あんしん相談センター 八王子市福祉部高齢者福祉課
	障害者地域生活支援拠点 八王子市福祉部障害者福祉課		障害者地域生活支援拠点 八王子市福祉部障害者福祉課
	八王子市福祉部生活自立支援課		八王子市福祉部生活自立支援課
	成年後見・あんしんサポートセンター八王子 八王子市福祉部福祉政策課		成年後見・あんしんサポートセンター八王子 八王子市福祉部福祉政策課
	八王子市健康部保健対策課		八王子市健康部保健対策課
	八王子市医療保険部大横保健福祉センター		八王子市医療保険部大横保健福祉センター
	八王子市医療保険部東浅川保健福祉センター		八王子市医療保険部東浅川保健福祉センター
	八王子市医療保険部南大沢保健福祉センター		八王子市医療保険部南大沢保健福祉センター
	八王子市子ども家庭部子ども家庭支援センター		八王子市子ども家庭部子ども家庭支援センター
	<u>若者総合相談センター</u> <u>八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課</u>		八王子市市民活動推進部男女共同参画課
	八王子市市民活動推進部男女共同参画課		八王子市市民部消費生活センター
	八王子市市民部消費生活センター		八王子市まちなみ整備部住宅政策課
	八王子市まちなみ整備部住宅政策課		

## 重層的支援体制整備事業の運用にあたって確認事項

## Q1 多機関協働事業・参加支援事業について

- (1) 家族相談や支援関係機関からの相談で、本人が介入拒否の場合、いわゆる支援困難な状況の場合の対応はどのようにするのか
- (2) 包括が行う高齢者個別支援からさまざまな複合課題が見えてきたとき(=そこに制度のはざまの人がいたときを含め)。たとえば、高齢者がいる世帯にいる若年層の家族支援などは社協にバトンタッチする流れでよいのか。またその場合、包括への状況報告はどのようにされるのか。

## Q2 多機関協働事業について

- (1) 個別支援は行わないということだが、複合課題のある世帯の全体的な進行管理や調整は誰が行うのか
- (2) 制度のはざまにいる人への個別支援(社会参加とは限らない)は誰が行うのか
- (3) 個別支援は行わないということだが、モニタリングはどのようにするのか(=状態変化などに伴い、つなぎ先で解決できない問題が出たとき、リターンのときはまた社協に戻す流れなのか)
- (4) 虐待対応との関係はどのように整理されるのか

## Q3 地域づくり事業について

- (1) 二層生活支援コーディネーターとの具体的な役割分担はどうとらえればよいか

## 【各所管・八王子市社会福祉協議会と業務内容及び委託内容の整理】

「包括的相談支援事業」 地域福祉推進拠点(CSW)、関係専門機関

「多機関協働事業」 社協

「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」 地域福祉推進拠点(CSW)

「参加支援事業」 地域福祉推進拠点(CSW)

「地域づくり事業」 地域福祉推進拠点(CSW)、関係専門機関

となる。当初は地域福祉推進拠点(=社会福祉協議会)が多機関協働事業を含めてすべて背負うというイメージであったが、多機関協働事業については社協で行い、地域福祉推進拠点は包括的な相談支援機関の一つとして相談支援等の業務を担う形で整理いたしました。

そちらを踏まえまして回答になります。

#### A 1 多機関協働事業・参加支援事業について

- ( 1 ) 本人から申し出はないが、潜在的な課題を抱える者に対しては、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」において対応する。多機関協働事業は本人同意が前提となるため、本人同意を得るまでは、「支援会議」（重層的支援会議とは異なる会議）を開催し、本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけを行っていきます。  
また、参加支援事業は重層的支援会議を経て、そのプランの中で支援の方策として示された後に事業として行われます。
- ( 2 ) 複合課題があった場合には、多機関協働事業に繋いでいただき、多機関協働事業で作成された支援プランに基づいて該当する支援機関が支援を行います。多機関協働事業に繋がれた案件は、「多機関協働支援ケース」のような位置づけとなり、関係機関での共通案件となるため必要な情報を継続的に共有できるような仕組みになります。  
なお、はざまの課題に関しては、これまでどおり地域福祉推進拠点が支援機関として対応していきます。

#### A 2 多機関協働事業について

- ( 1 ) 世帯の全体的な進行管理や調整は多機関協働事業（社協）で担います。多機関協働事業から各相談機関に振った個々の部分については、それぞれの相談機関が進捗管理を行います。
- ( 2 ) 制度のはざまにいる人への個別支援は包括的な相談支援機関の一つである地域福祉推進拠点のCSWが対応します。
- ( 3 ) 多機関協働事業で作成した全体の支援プランに基づいて、各支援機関がモニタリングし、問題の発生があった場合は多機関協働事業に再度あげていただく流れになります。
- ( 4 ) 虐待対応との関係はどのように整理されるのか  
改めて詳細にお話を伺い、検討させていただきたいと思います。

#### A 3 地域づくり事業について

地域づくり事業はこれまで各分野で行ってきた居場所づくり等の取組を引き続き実施するものであり、CSWは相談、アウトリーチ、参加支援に合わせて拠点におけるコミュニティカフェ等の地域づくり事業を行う一方、コーディネーターは地域づくり事業のみを担うこととなります。分担という形ではなく、それぞれの観点から地域づくりを進めていくことになるかと思えます。

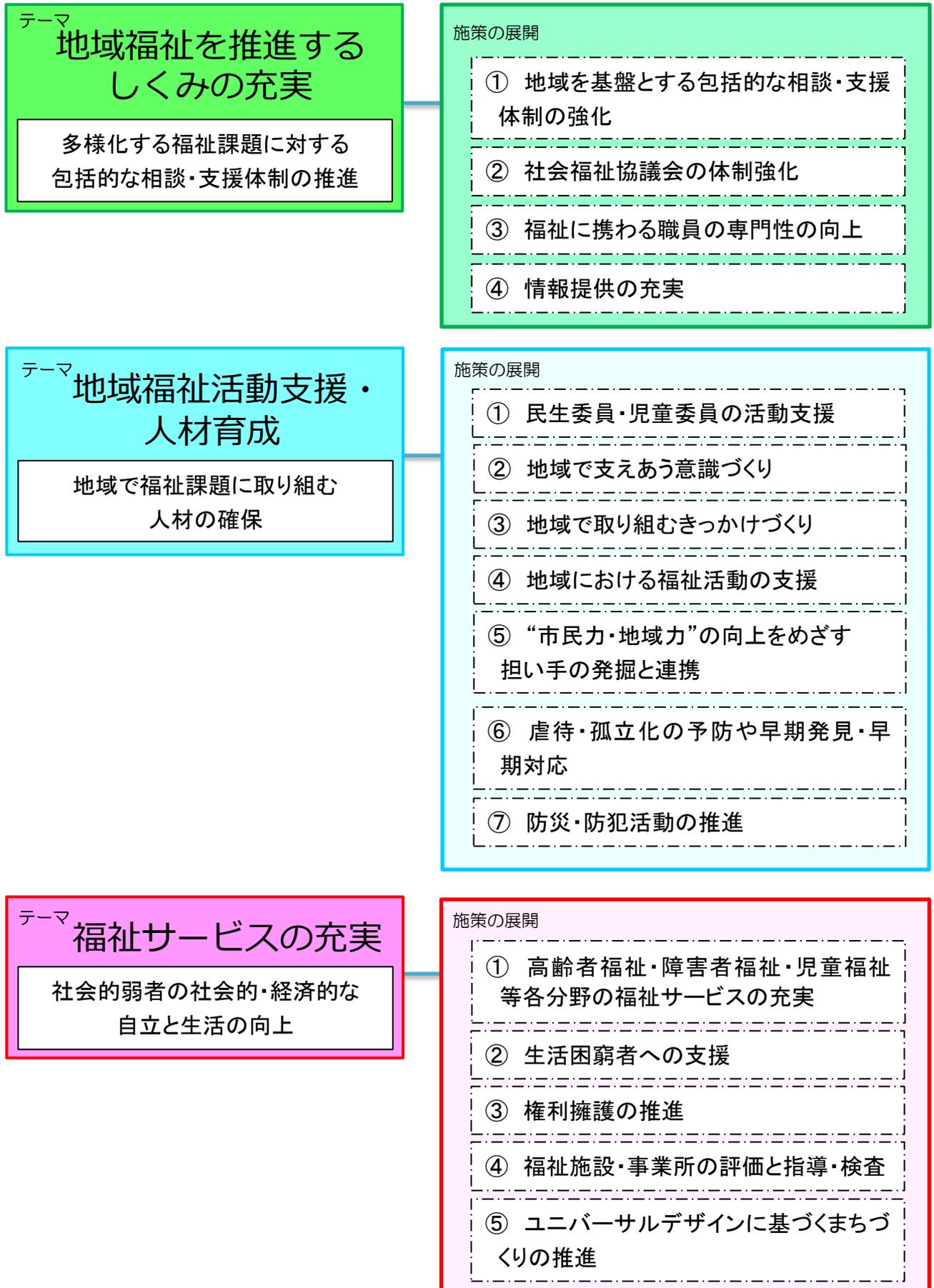
令和2年度（2020年度） 第2回 包括的な地域福祉ネットワーク会議議事録	
日時・会場	令和2年（2020年）12月18日（金）10:30～11:40 職員会館第二会議室
出席機関等	福祉政策課、高齢者福祉課、障害者福祉課、生活自立支援課、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター、子ども家庭支援センター、子ども家庭部、子どものしあわせ課、男女共同参画課、消費生活センター
	高齢者あんしん相談センター大横、地域生活支援センターあくせす、社会福祉協議会（支えあい推進課、成年後見・あんしんサポートセンター八王子、地域福祉推進拠点CSW）
欠席機関	保健対策課、住宅政策課
事務局	深澤主査、星野主任、大田
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱の改正案について</li> <li>（2）重層的支援体制整備事業について</li> </ol> </li> <li>3. 閉 会</li> </ol>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 「包括的な地域福祉ネットワーク会議」出席者名簿</li> <li>・ 【資料1】八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱（案）</li> <li>・ 【資料2】八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱 新旧対照表</li> <li>・ 【資料3】重層的支援体制整備事業への移行について</li> <li>・ 【資料4】重層的支援体制整備事業の運用にあたって確認事項</li> </ul>
会議の要旨	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> </ol> <p><b>会長挨拶</b></p> <p>第1回会議において、社会福祉法が改正され来年から重層的支援体制整備事業を実施するということをお伝えした。10月の政策会議、11月には議員へ概要説明を行った。重層的支援体制整備事業は、関係機関の協力失くしてはできないので、本日はご意見をお願いしたい。</p>

<p>会長</p> <p>子ども家庭部</p>	<p><b>2. 報告事項</b></p> <p>(1) 八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱の改正案について 資料1、資料2について事務局より説明</p> <p>意見等がなかったため、改正案のとおり要綱を改正する。</p> <p>本日、子ども・若者支援担当課長の小俣課長に出席いただいているのでご挨拶をいただければと思う。</p> <p>子ども若者支援担当課長の小俣です。チラシを配布したが、市委託事業として11月4日に明神町に若者総合相談センターを開設した。若者サポートステーションを運営している青少年自立援助センターが受託者となっている。このセンターでは、これまで支援につながっていない、どうしていいかわからないというような方のよろず相談を受付けて必要な支援機関につなげたり、人と慣れる体験ができるような居場所の提供を行う。また、相談員によるアウトリーチによって早期支援につなげていく。この会議の中で各支援機関と連携を行っていきたい。所管課としては、子ども若者支援担当課長、子どものしあわせ課吉岡主査、小澤の3人で担当している。センターの詳しい機能については、チラシをご覧いただきたい。各支援機関において何か事例があればお電話でご連絡をいただき、逆にセンターから各支援機関にご相談をすることも多々あると思うのでよろしくお願ひしたい。</p>
<p>会長</p> <p>出席者</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>(2) 重層的支援体制整備事業について 資料3、資料4について事務局より説明</p> <p>補足になるが、この事業を行うにあたり現行の社会福祉協議会の体制では対応が難しいので、体制強化のための予算も合わせて要求している。各支援機関とはこのネットワーク会議で連携を行い、学識経験者の方にも参加いただいている地域福祉専門分科会での意見聴取や説明にもあったが個別のプラン作成時の重層的支援会議の場で連携をさせていただく。庁内側としては、福祉部、健康部、医療保険部、子ども家庭部の関係4部において福祉の人材育成についてあり方検討を実施する。社協に丸投げではなく庁内一丸となって実施するつもりなのでご協力をお願いしたい。</p> <p>これまで、どこに相談をしたらよいかわからない案件は、生活自立支援課で受けて振り分けていたが、これからもその役割は変わらないということか。</p> <p>役割は変わらない。今は支援機関同士の信頼関係で情報共有しているものが正式に共有可能になる。ただし、これまでの連携方法で解決できるものも必ずこの制度を使えということではない。</p> <p>令和3年からの事業開始にあたり、生活自立支援課が密に関わるという話は</p>

	<p>当初から行っているが、まだ具体的な話ができていない。4月に向けてどういうやり方をするかは、生活自立支援課と協議をしていきたい。事業開始後、週に1回や2週に1回程度担当で定期的な打ち合わせを行うことになると思う。</p>
出席者	<p>支援会議において情報共有というのは、あらゆる情報という認識でいいのか。例えば、年金等のお金の問題や受診歴等はどうか。ケースには経済的問題が必ず絡んでくる。どの部分がお金で解決できるのかという判断のため重要になる。</p>
会長	<p>国が示しているものに具体的な記載がないが何でもよいというわけではないと思われる。</p>
出席者	<p>既に地域でこの事業のように連携して対応ができていないケースもあると思うが、それを今後はこの事業に当てはめていく形になるのか。</p>
事務局	<p>そのとおり。今実施しているものをこの事業に当てはめていく。</p>
出席者	<p>会議で集まるメンバー等はどうなるのか。</p>
事務局	<p>会議は、市域全体ではなく地域ごとの実施を考えているが、その内容によって集まる人も変わる。また、会議を開くと時間的なロスができるため、会議を開いた方が早いのかこれまでどおりの連携方法がいいのかその都度判断することになると思われる。国が示したイメージフローが現実的に運用可能なのかはわからないが、他の既存会議に合わせて実施することも想定しているようだ。関係機関と調整しながら開催することになると思う。</p>
出席者	<p>若者総合相談センターでは、若者の分野を担うということで、厚生労働省ではなく内閣府が作った法律に基づいて作った制度になる。重層では、各支援機関で既に活用しているネットワーク以外の部分を今後どうしていくかということだと思うが、まだ具体的に何がこぼれ落ちた相談なのかははっきりとしないのが現状。どういう相談者を社協に回すのか、具体的にどうメリットがあるかについて議論するのがよいのではと思う。また、アウトリーチ機能は大きいと思っており、どの支援機関も必要性はわかっているが人材不足でできていないというのが現状なので活用させていただけるとありがたい。</p>
事務局	<p>福祉政策課では相談も支援も行っていないため、わかっていないことが多々ある。各支援機関の守備範囲を越えて支援している例もあると思うが、それが重層につなげていく部分だと思う。頻繁に会議を開くことは難しいので、メールや電話で各所管、支援機関に聞き取りをさせていただくのでご協力をお願いしたい。</p>
出席者	<p>日常的に包括や社協等の各機関と連携している中で、こういった案件を重層にあげるかイメージがつかめないのももう少し具体的になるとわかりやすいと思う。</p>
事務局	<p>現状、個々の関係性等で連携している部分もあると思うが、それが制度上確立されたということになる。制度上の会議で行うと時間がかかると思うが、これまで支援機関により出てくる情報にばらつきがあったものが、この制度上で行うことでしっかりと情報を集約することができるようになる。個人の力量でやっていた部分が法的な仕組みの中で行えるようになるということだと思う。</p>

出席者	<p>アウトリーチについては、助かる部分だと感じている。地域づくりについては、縦割りの印象があるため、そこは解消してほしいと思っている。</p>
事務局	<p>国の説明では、制度上分けられたものに横ぐしを刺すという表現がよく使われているが、連携できるようにやっていきたい。</p>
出席者	<p>具体的なイメージがつかないというお話があったが、これはこう動く等のイメージがあれば共有がしやすいと思う。例えば、50歳の息子がひきこもりである場合やケアマネージャーに同行したら2階にひきこもりがいる事例等も多くあるがどう動くのか。具体的なイメージがあると市民にも説明ができるのではないかと思う。</p>
事務局	<p>各支援機関から相談事例をいただき、この制度に当てはめた時にどう動けるかを検討していく。</p>
会長	<p><b>3. 閉会</b></p> <p>この場だけの議論では難しいので、所管ごとに支援機関と情報共有していただき、実際の運用にあたっては各所管から情報やご意見をいただいてやっていきたい。ひきこもりについては、窓口の明確化や実態調査を実施するという話があるので、要綱改正により設置可能となる部会等を活用してやっていきたい。</p>

第3期八王子市地域福祉計画の体系



## 1 地域福祉を推進するしくみの充実

### このテーマにおける目標

- ① 近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、民生委員・児童委員に相談する人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	7.1%	11.7%	14.8%
	調査結果	<b>7.2%</b>	

- ② 地域でおきる生活上の課題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	73.6%	79.1%	82.2%
	調査結果	<b>72%</b>	

## 2 地域福祉活動支援・人材育成

### このテーマにおける目標

- ① 地域での活動に担い手として参加したことのある人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	50.2%	60.2%	66.9%
	調査結果	<b>46.3%</b>	

- ② 福祉に関する地域活動に参加している人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	12.3%	13.9%	15.1%
	調査結果	<b>8.7%</b>	

## 1 福祉サービスの充実

### このテーマにおける目標

- ① 生活困窮者に対する相談窓口が市役所にあることを知っている人の割合

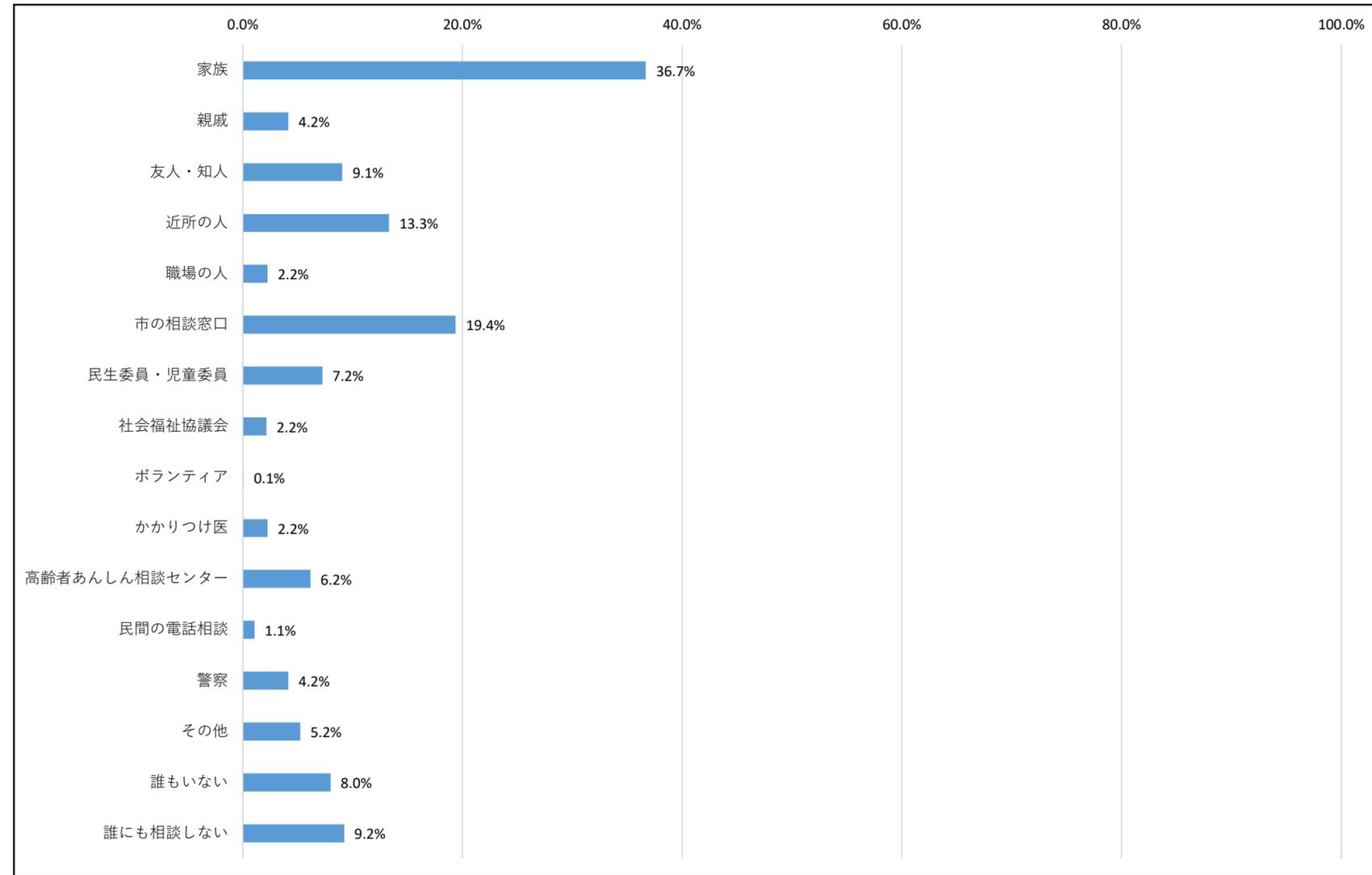
年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	54.7%	80.7%	98.1%
	調査結果	<b>57.1%</b>	

- ② 「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	52.4%	63.6%	71.2%
	調査結果	<b>50.9%</b>	

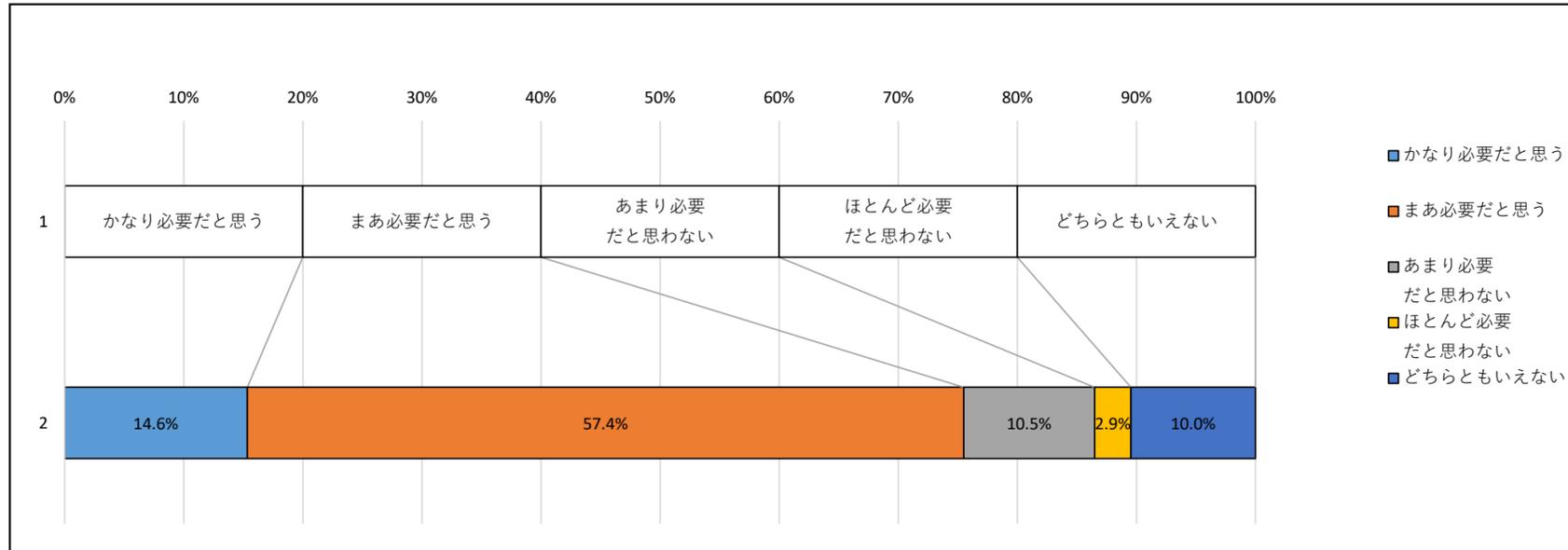
①近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、民生委員・児童委員に相談する人の割合【問18】

選択肢	家族	親戚	友人・知人	近所の人	職場の人	市の相談窓口	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	ボランティア	かかりつけ医	高齢者あんしん相談センター	民間の電話相談	警察	その他	誰もいない	誰にも相談しない	合計
件数	441	50	109	160	27	233	87	26	1	27	74	13	50	63	96	111	1,568
割合	36.7%	4.2%	9.1%	13.3%	2.2%	19.4%	7.2%	2.2%	0.1%	2.2%	6.2%	1.1%	4.2%	5.2%	8.0%	9.2%	1,202



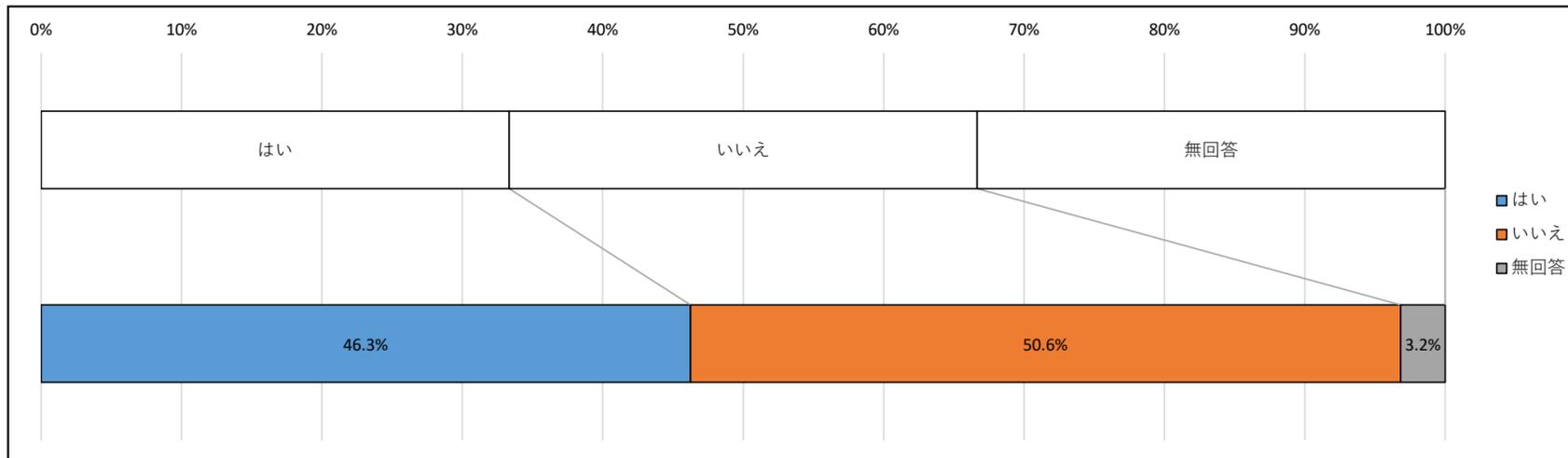
②地域で起きる生活上の課題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合【問17】

選択肢	かなり必要だと思う	まあ必要だと思う	あまり必要だと思わない	ほとんど必要だと思わない	どちらともいえない	無回答	合計
	20%	20%	20%	20%	20%		
件数	176	690	126	35	120	55	1,202
割合	14.6%	57.4%	10.5%	2.9%	10.0%	4.6%	100.0%



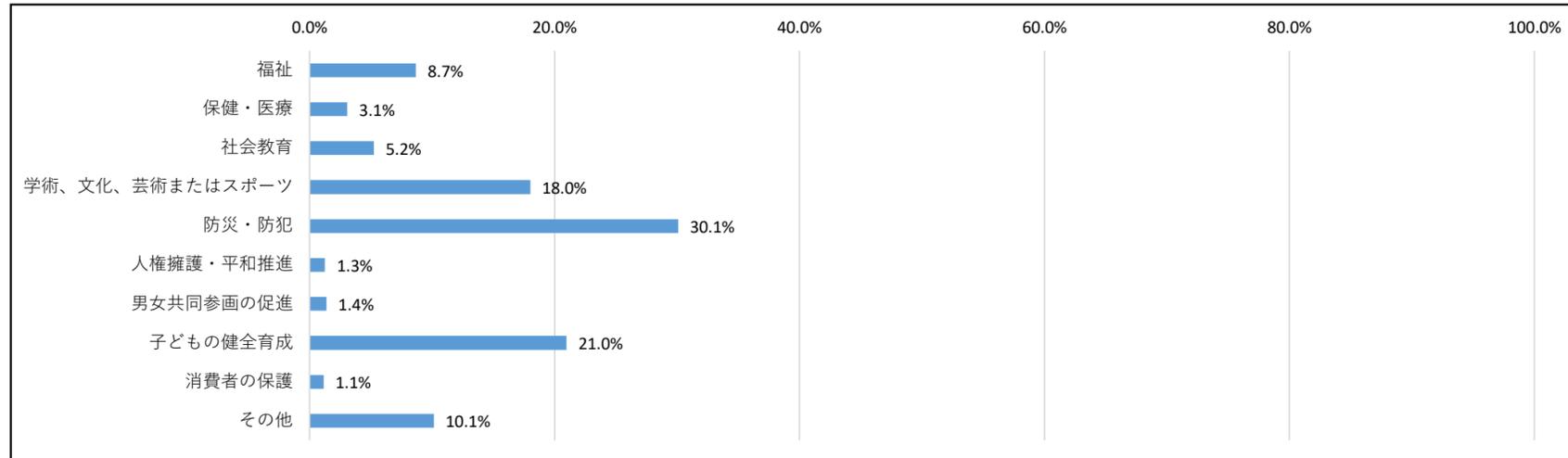
③地域での活動に担い手として参加したことがある人の割合【問21】

選択肢	はい	いいえ	無回答	合計
	33%	33%	33%	
件数	555	607	38	1,200
割合	46.3%	50.6%	3.2%	100.0%



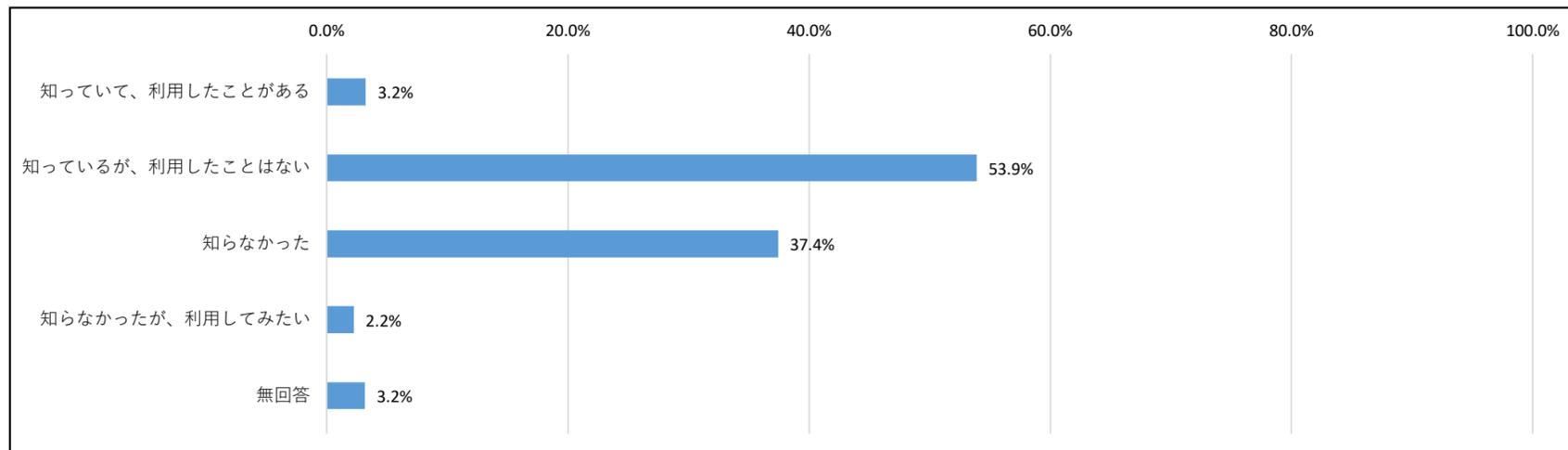
④福祉に関する地域活動に参加している人の割合【問21-2】

選択肢	福祉	保健・医療	社会教育	学術、文化、芸術またはスポーツ	防災・防犯	人権擁護・平和推進	男女共同参画の促進	子どもの健全育成	消費者の保護	その他	合計
件数	76	27	46	158	264	11	12	184	10	89	877
割合	8.7%	3.1%	5.2%	18.0%	30.1%	1.3%	1.4%	21.0%	1.1%	10.1%	100.0%



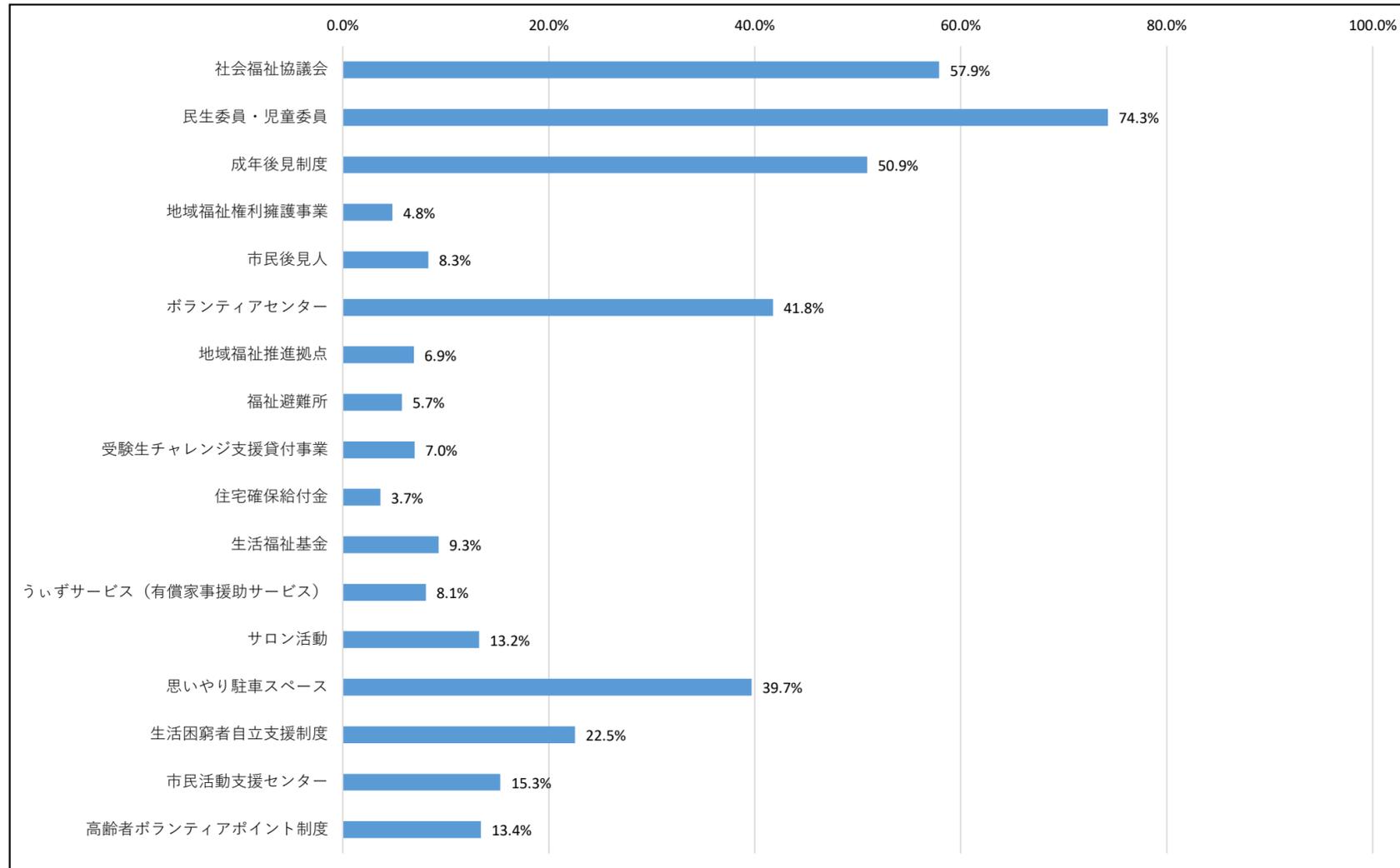
⑤生活困窮者に対する相談窓口が市役所にあることを知っている人の割合【問39】

選択肢	知っている、利用したことがある	知っているが、利用したことはない	知らなかった	知らなかったが、利用してみたい	無回答	合計
件数	39	648	450	27	38	1,202
割合	3.2%	53.9%	37.4%	2.2%	3.2%	100.0%



⑥「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合【問27】

選択肢	社会福祉協議会	民生委員・児童委員	成年後見制度	地域福祉権利擁護事業	市民後見人	ボランティアセンター	地域福祉推進拠点	福祉避難所	受験生チャレンジ支援貸付事業	住宅確保給付金	生活福祉基金	ういずサービス（有償家事援助サービス）	サロン活動	思いやり駐車スペース	生活困窮者自立支援制度	市民活動支援センター	高齢者ボランティアポイント制度	合計
件数	696	893	612	58	100	502	83	69	84	44	112	97	159	477	271	184	161	4,602
割合	57.9%	74.3%	50.9%	4.8%	8.3%	41.8%	6.9%	5.7%	7.0%	3.7%	9.3%	8.1%	13.2%	39.7%	22.5%	15.3%	13.4%	1202



## 令和2年度（2020年度）第1回地域福祉専門分科会（書面会議）に対するご意見等への回答

ご意見・ご質問等	回答
議題1 第3期八王子市地域福祉計画の令和元年度（2019年度）実績について	
1. 地域福祉を推進するしくみの充実	
P.2～	
<p>テーマ目標①について、病気などで困っている世帯があった場合、相談する人の割合の調査はどのように実施したのか。病気などの場合、直接病院へ行き、民生委員に聞くことはない。目標が間違っていると考え。テーマ目標②の割合についても、地域の町会自治会からの脱退や、新住民は加入しない方が多くなっており、この協力関係の中身が趣味の様な集りに変化している。データの収集方法等検討した方がよい。</p>	<p>テーマ目標については、計画策定時に設定し、市民への意識調査の実施により割合を把握しております。目標設定につきましては、次期地域福祉計画改定の際の参考とさせていただきます。</p>
P.3～（1）地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化	
<p>「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の開催について、コロナ禍が長引く場合の対応としてオンライン会議等の検討も進めて頂きたい。</p> <p>「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の開催について、新型コロナウイルス感染症対策のため会議の実施が困難であれば、Webを用いた会議の実施も検討いただきたい。</p>	<p>ウェブ会議の利用については、セキュリティの問題や、庁内のウェブ会議利用のための環境整備が整った段階で検討をしていきたいと考えます。</p>
P.5～（2）社会福祉協議会の体制強化	
<p>P.6「地域推進拠点の整備数」について、初めての人が読んでも分かるように、「整備数／市内全域数」を記載いただきたい。R4年の21か所が市内全域数になるのか。また、拠点名も記しておくが良い。</p>	<p>ご指摘の点について、「自己評価」に追記いたします。</p>
<p>社協の体制強化には、職員の人材（現状）のスキルマップの作成が有効ではと考える。</p>	<p>社会福祉協議会では、資格の取得状況や経験等を考慮した職員配置や採用を実施しておりますが、スキルマップ等の取組については今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>P.6の自己評価は、拠点整備についての記載であるのに対し、Act（改善）は、拠点に関する社会福祉協議会の体制強化や人材育成の記載となっており内容がかみあっていない。自己評価の内容に見合う表現に見直しが必要と考える。</p>	<p>地域福祉推進拠点の整備を進めるためには、その前段として、人材育成等の社協の体制強化が必要不可欠であることから改善として記載をさせていただいております。</p>
P.7～（3）福祉に携わる職員の専門性の向上	
<p>P.7～8総合的な福祉研修の延参加者数について、参加者数の増加が少ない。市職員等に向けてもっと発信したり、総合的な福祉研修を義務付けてはどうか。</p>	<p>市職員に向けて、研修の募集をする際に研修内容を詳細に周知するなど、より発信に努めたいと考えます。研修参加については、職場の理解を得られるよう協力を求めています。</p>
P.9～（4）情報提供の充実	
<p>P.10のSNSリアクション数（R1年1306件⇒R2年750件）等、活動指標の目標値が前年よりも低いもの（下方目標）の説明について、必ずしも目標値は右肩上がりの必要はないが、ほとんどの目標値が上がっているのに対して、下がっているものについては疑問を持った。下方目標の場合は、説明があると分かりやすい。</p>	<p>地域福祉計画の目標の数値につきましては、5か年分を計画策定時に設定しており、計画期間中に数値の修正はしておりません。ご指摘のとおり、令和元年度時点で、令和2年度以降の目標の数値を上回っている項目がいくつか見られますので、その点は「自己評価」に記載いたします。</p>
<p>情報提供数は期の途中と思われるが、いつの時点のものかが分からない。</p>	<p>令和元年度(2019年度)の数値は、令和2年(2020年)3月末時点の数値です。令和2年度(2020年度)の数値は、計画策定時に設定した目標値であり、年度途中までの集計の数値ではありません。</p>

## 令和2年度（2020年度）第1回地域福祉専門分科会（書面会議）に対するご意見等への回答

ご意見・ご質問等	回答
「情報提供の充実」の「自己評価」の記述について、すでに活動指標の「R4年度」の数値に達しているの で、その点を記載していただきたい。	「自己評価」に追記いたします。
<b>2. 地域福祉活動支援・人材育成</b>	
<b>P. 11～</b>	
<b>P. 12～（1）民生委員・児童委員の活動支援</b>	
広報紙の民生委員特集も良くまとまっていた。市のHP にPDFをリンクさせるだけではなく、HP本文の更新望ま れる。	HP本文の更新は必要に応じ行っておりますが、今後も 随時更新してまいります。
<b>P. 14～（2）地域で支えあう意識づくり</b>	
P. 14～15地域で支えあう意識づくりについて、車いす 等体験学習の件数が162件→130件となっているのは、 新型コロナウイルスの影響ということが良いか。意識 づくりの他の活動（夏休み体験ボランティア、はちお うじ出前講座）についても、新型コロナウイルスの影 響で中止や延期になっているかと思われる。Actはこ うした現状を踏まえ、新たな試みを加えるのはどうか。 例えば、今後また休校も予想されるが、子ども達が自 宅で視聴できる「車いすに乗ってみよう・押してみよ う」「車いすユーザーの方にお話しを聞いてみよう」 といった動画コンテンツを作成するのはいかがか。また、 出前講座も動画コンテンツ作成やzoomで実施をす ると、これまで全く参加出来なかった方々も興味を 持って参加することができるように思う。	130件という数字は、計画策定当時に設定した令和2年 度（2020年度）末時点での目標値になります。車いす 体験については、新型コロナ対応としてDVDを作成して おり、車いすと合わせて貸し出しを行うことで講師を 派遣せずに取組ができる工夫をしておりますので、Act にはその点を追記いたします。
学校等における車いす等体験学習の実施回数（社会福 祉協議会）について、体験学習により福祉に関する意 識を高めるだけでなく、バリアフリー社会を築くため に純粋な心を持つ幼い時から、障害を持つ方々との触 れ合いの場を提供して相互理解や個性の尊重に努め、 社会的障壁を取り除く政策を導入することが望ましい と考える。	車いす等体験学習の中には、障害当事者の方による講 演も含まれており、引き続き障害を持つ方との触れ合 いの場として取り組んでまいります。
<b>P. 18～（4）地域における福祉活動の支援</b>	
P. 18～19地域における福祉活動の支援について、う いずサービスの協力会員への説明会に動画コンテンツ等 を活用するのはどうか。現在、在宅勤務が広がってい ることもあり、これまで活動できなかった方々も興味 関心を持つのではないか。土日や夜間の説明会の開催 も、zoom等だと参加しやすいのではないか。	ういずサービスに関しては、社協HP上での事業紹介や 新型コロナウイルス感染症対策を行った上での対面に よる協力会員登録説明会を定期的に開催してありま すが、今後の状況等を踏まえてウェブを活用した取組 等についても検討してまいります。
<b>P. 24～（7）防災・防犯活動の推進</b>	
テーマ「地域福祉活動支援・人材活動」について ⑦防災防犯活動の推進には、昨年の台風被害時の体験 を基にした地域毎に即したActのとりまとめが必要と考 る。	令和元年度（2019年度）の台風被害を踏まえた取組 について、Actに追記いたします。
⑤地域における災害時支援体制の充実について 災害時の避難所、救護所、福祉的避難所等をその目的 に応じて整備し、医師会や病院、診療所等ともさら なる連携を深めることが望ましいと考える。	避難行動要支援者の支援の実効性を高めるため、市で 定めた災害対策マニュアルについて改訂を進めてあり ます。また、八王子市地域防災計画においても、避難 所や医療救護所の開設場所や役割分担について調整 を行ってきておりますが、支援体制の充実に向けて引 続き連携を強化してまいります。

## 令和2年度（2020年度）第1回地域福祉専門分科会（書面会議）に対するご意見等への回答

ご意見・ご質問等	回答
<b>3. 福祉サービスの充実</b>	
<b>P. 29～（2）生活困窮者への支援</b>	
<p>テーマ「福祉サービスの充実」について            ②生活困窮者への支援では、私達の地域でも、発病や怪我等により、失業者が増加しており、民生委員だけで発見し対応する事が困難な状況である。その地域の町会や自治会や隣組・老人会等々が合同での対応が必要と考える。</p>	<p>民生委員だけでは全ての困窮者に対応することは困難であり、町会・自治会・シニアクラブ等の協力が不可欠と考えます。また、高齢者あんしん相談センター、地域福祉拠点等、多機関連携も進めています。</p>
<p>生活困窮者自立支援法に基づく支援について            自立相談支援事業、住居確保給付金の支給に関して、相談件数に比べて実施件数がかなり低い印象を受ける。改善が望ましいと考える。</p>	<p>自立相談支援事業については、年齢や持病等により就労が難しい方、既に就労しているが支出が多いことにより、生活に困窮している方がいるため、相談件数に比較し就労決定者数が少なくなっています。また、住居確保給付金の支給については、相談に来られた方の中に、年齢、収入額、離職2年以内であることなどの支給要件を満たさない方が含まれているため、相談件数に比較し支給実績が低くなっています。</p>
<b>P. 36～（4）福祉施設・事業所の評価と指導・検査</b>	
<p>施設従事者向け虐待防止研修の実施について            実施回数や参加者数が少ない印象を受ける。回数を増やし参加を義務付けるように働きかけるのはどうか。</p>	<p>本研修は毎年4回開催しておりますが、令和元年度（2019年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第4回目が中止となり、実施回数は3回となっております。また、会場の定員の都合により、希望者全員が参加できない回もありましたが、令和2年度（2020年度）からは、講義をYouTubeにて配信するなど、より多くの職員が参加できるよう開催方法を変更しています。</p>
<b>その他</b>	
<p>施設利用回数など、当初計画で数値目標が設定されているが、コロナ禍の影響も踏まえた調整（数字・施策）も念頭におく必要があるように感じる。</p>	<p>令和2年度（2020年度）は地域福祉計画の中間年であり、事業成果を把握するため計画策定時と同様の内容で意識調査を実施しました。この意識調査はコロナ禍の中、実施したものであり、コロナウイルス感染症関係の設問もあるため、結果を踏まえ施策に反映していきたいと考えています。</p>
<p>この実績報告は市民に公表をするものか。来年度が中間年というであるが、今回の実績報告と同じように中間評価も行うのか。</p>	<p>実績報告は地域福祉専門分科会資料としてHPIに公開いたします。また、今年度実施した事業成果把握のための意識調査の結果を踏まえ、中間評価も実施する予定です。</p>
<p>目標値に令和元年度が入っているものと、入っていないものがある。（P. 2, P26～27）。その理由は何か。実績報告なので、一律に令和元年度の実績を入れてほしい。</p>	<p>地域福祉計画は、3つのテーマとそれぞれのテーマにおける施策により構成されております。施策における活動指標については、毎年度、各所管の取組の実績報告をしておりますが、テーマ目標については、令和2年度、令和4年度に実施予定の中間年意識調査により成果把握をする予定です。</p>
<b>議題2 第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の実施について</b>	
<p>P. 1のフェイス項目について、例年一番初めであったか。個人的にフェイス項目は、「最後に、あなた自身のことについてお聞かせ下さい」のように最後に持ってくるのと良いと考えている。</p>	<p>計画の成果把握の正確性を確保するため、前回調査時と同様の構成とさせていただきます。</p>

## 令和2年度（2020年度）第1回地域福祉専門分科会（書面会議）に対するご意見等への回答

ご意見・ご質問等	回答
P. 6問21-3の「3. 時間がないから、5. 仕事が忙しくて余裕がないから」などの設問（他も含む）を整理し、問27を拡充できないか。市の施策としての高齢者ボランティアポイント制度、市民力の育む施設としての市民活動支援センター、この二つを周知してもらおう一助にもなるのではないか。	問27の設問に高齢者ボランティアポイント制度、市民活動支援センターを追加いたしました。
P. 6の地域活動への参加についての質問の後、問21-3「現在も（または継続して）活動に参加している方にお伺いします。新型コロナウイルスの影響で地域活動にはどのような変化が生じましたか。また困っていることは何ですか。今後どのように活動を継続していきますか」というように、実際に地域活動をしている人が、「対面」「交流」を重視する地域活動においてどのような困難を抱えているのか、今後どのように活動を継続したいのか、そのためにどのような支援が必要か、ということも聞きたいと思う。	計画の成果把握の正確性を確保するため、設問追加は控えさせていただきましたが、新型コロナウイルスの地域活動への影響については、現状把握に努めてまいります。
調査対象者の無作為抽出とはいえ、市内の地域ごとに分散して年代別に行なってほしい。	調査対象者については、前回調査時と同様に市内を6地域に分けた上で無作為抽出を行っております。
<b>報告1 「令和2年度（2020年度）第1回八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」の報告について</b>	
八王子市は重層的支援体制整備事業に手を挙げるのか。令和3年度以降の導入について、今後も分科会の中で進捗を報告いただきたい。	八王子市においては、重層的支援体制整備事業を令和3年4月から実施いたします。進捗状況は、分科会においてご報告いたしたいと思います。
小中校生徒の不登校児童が増えているが、現状では各家庭と学校間での対応がほとんどと思われる。民生委員・児童委員・学校運営協議会等々幅広い重層的支援を検討して欲しいと考えます。	令和3年4月より実施予定の重層的支援体制整備事業においては、法に基づく仕組みとして必要な関係機関と連携することで狭間の課題等へ対応をしていきます。
ひきこもり支援の方向性で、「4引きこもり者が安心して自分らしくいられる「居場所」の確保」を、「引きこもり者が社会人として安心して自分らしくいられる「居場所」の確保」に変更はいかがか。また、「5社会的自立をサポートする体制の確保」を追加してはいかがか。	資料の「ひきこもり支援の方向性」については、ひきこもり支援協議会での委員発言を抜粋したのになっております。
「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の当日資料は送付いただいたが、どんな議論があったかの議事録を添付していただきたい。	議事録を添付いたします。

1. 地域福祉を推進するしくみの充実

(1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
A c t (改善)	なし	

(2) 社会福祉協議会の体制強化

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	<b>あり P.6</b>	地域福祉推進拠点の整備目標数と整備場所の内訳を追記。
A c t (改善)	なし	

(3) 福祉に携わる職員の専門性の向上

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
A c t (改善)	なし	

(4) 情報提供の充実

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	<b>あり P.10</b>	令和4年度時点の目標数を既に超えている旨を追記。
A c t (改善)	なし	

2. 地域福祉活動支援・人材育成

(1) 民生委員・児童委員の活動支援

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
A c t (改善)	なし	

(2) 地域で支えあう意識づくり

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
A c t (改善)	<b>あり P.15</b>	新型コロナウイルスの影響を踏まえた取組について追記。

(3) 地域で取り組むきっかけづくり

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	<b>あり P.17</b>	令和4年度時点の目標数を既に超えている旨を追記。
A c t (改善)	なし	

(4) 地域における福祉活動の支援

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
A c t (改善)	なし	

(5) ”市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	あり P.21	令和4年度時点の目標数を既に超えている旨を追記。
Act (改善)	なし	

(6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	あり P.23	令和4年度時点の目標数を既に超えている旨を追記。
Act (改善)	なし	

(7) 防災・防犯活動の推進

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
Act (改善)	あり P.25	令和元年東日本台風に関する内容を追記。

3. 福祉サービスの充実

(1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
Act (改善)	なし	

(2) 生活困窮者への支援

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	あり P.33	令和4年度時点の目標数を既に超えている旨を追記。
Act (改善)	なし	

(3) 権利擁護の推進

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
Act (改善)	なし	

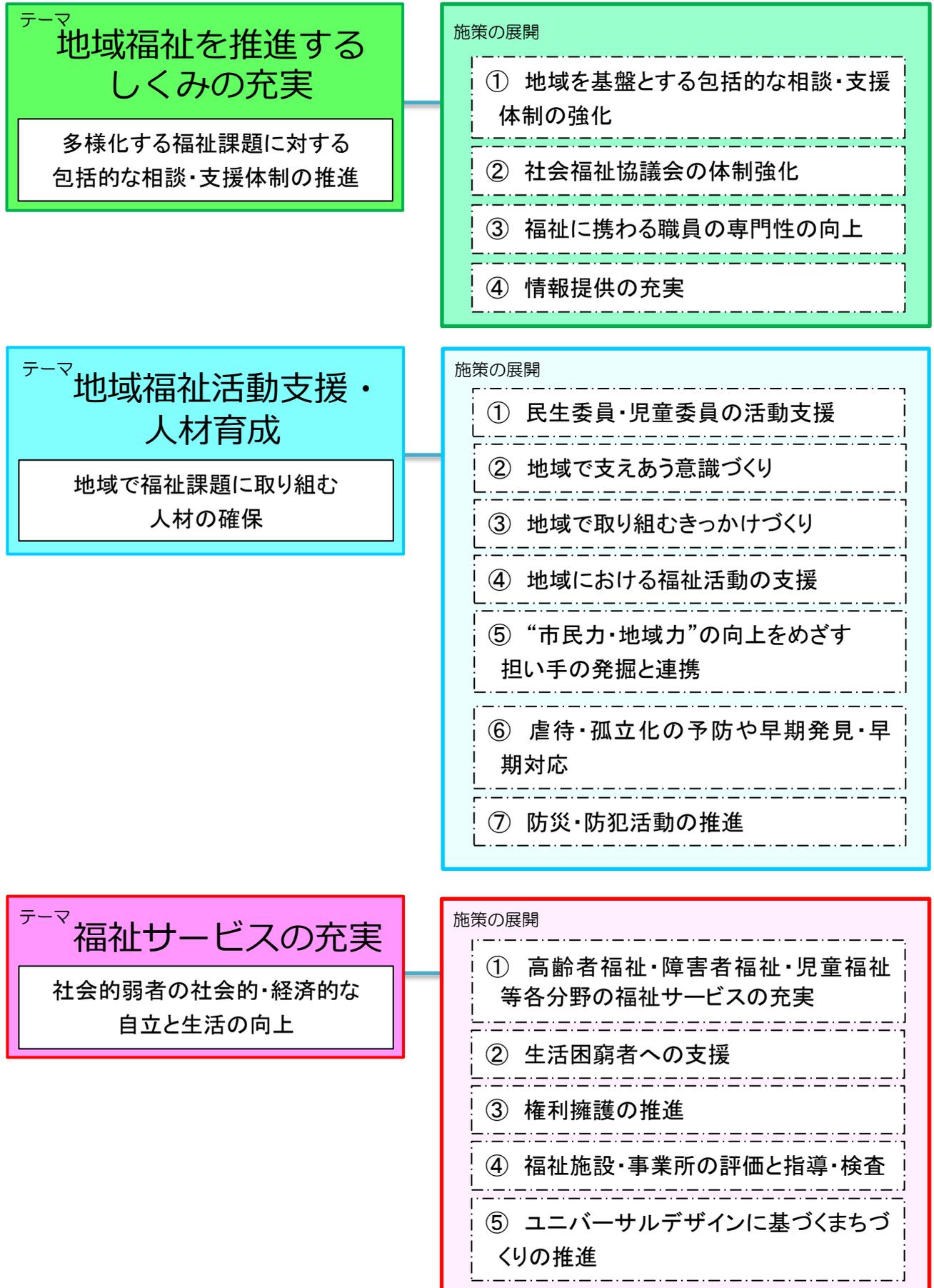
(4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
Act (改善)	なし	

(5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

該当箇所	修正の有無	修正内容
自己評価	なし	
Act (改善)	なし	

計画の体系



## 1 地域福祉を推進するしくみの充実

### ～多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進～

#### 現状と課題

- ◆ 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していく必要があります。
- ◆ 様々な支援制度がきめ細やかに提供されている反面、利用者にとって複雑で“分かりにくい制度”となっている場合があります。

#### 必要な取組

- ◆ 住民と行政機関等が共に地域課題の解決をめざすしくみを構築します。
- ◆ 社会福祉協議会\*と共に取り組み、社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆ 支援を必要としている人の状況に応じた情報提供と、情報バリアフリー\*を推進します。
- ◆ 地域生活課題\*などの把握に努めます。

#### ○ 施策の展開

- (1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- (2) 社会福祉協議会の体制強化
- (3) 福祉に携わる職員の専門性の向上
- (4) 情報提供の充実

#### このテーマにおける目標

- ① 近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、民生委員・児童委員に相談する人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	7.1%	11.7%	14.8%
	調査結果		

- ② 地域でおきる生活上の課題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	73.6%	79.1%	82.2%
	調査結果		

## Plan(計画)

### (1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化

多様化・複雑化する地域生活課題\*に対応し、市民にとって身近な場所で気軽に相談することができるまちづくりを推進します。地域における住民主体の福祉活動や民生委員・児童委員\*による相談・支援体制、内容に応じた専門的な相談・支援機関のネットワーク化を強化します。なお、地域と専門的な相談・支援機関との“コーディネート役”を社会福祉協議会\*が担います。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019年度）の取組

#### 包括的な相談・支援体制の構築

きめ細やかな支援や多様な課題に一体的に取り組むことができるよう、行政のみならず、地域を基盤とした包括的な相談・支援のしくみを構築します。

令和元年度(2019年度)は、地域の包括的な相談・支援体制のコーディネート役として各機関と連携を図る地域福祉推進拠点を3か所整備いたしました。

#### “包括的な地域福祉ネットワーク会議”の設置

専門的な相談・支援機関によって構成するネットワーク会議を設置します。情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法などについて検討します。

令和元年度(2019年度)は、初めて包括的な地域福祉ネットワーク会議を開催し、会議の趣旨や今後の取組方法について確認しました。

#### 社会福祉審議会の運営

社会福祉審議会\*は、本市の福祉に関わる課題について調査・審議する市長の附属機関で、福祉の総合的な発展について5つの専門分科会に分かれて審議を行っています。

各専門分科会の会長・副会長で構成する代表者会では、分野間の情報共有や共通課題について審議することで、本市の地域福祉を推進します。

令和元年度(2019年度)は、社会福祉審議会(全体会)、各専門分科会(部会含む)を合計51回開催しました。

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- “包括的な地域福祉ネットワーク会議”の開催回数

対象者別の専門的な相談・支援機関の連携を強化するためのネットワーク会議開催回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	(新規)	0回	1回	年間2回程度		年間2回程度

## 自己評価

包括的な地域福祉ネットワーク会議については、令和元年（2019年）6月に初めて開催し、会議の趣旨や今後の取組方法について関係機関と確認することができました。会議の中で本格的に地域課題の事例検討を行うため、年度内に2回目の会議開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止となりました。

令和2年度（2020年度）は、ネットワーク会議において、改めて各機関等による困難な地域生活課題の包括的な把握、具体的解決策の検討及び地域生活課題に関連する各機関等間の情報共有に取り組んでいけるよう努めていきます。

## Act(改善)

**地域福祉ネットワーク会議においては、まだ具体的な地域福祉課題の事例検討に取り組むことができていないため、令和2年度（2020年度）に取り組んでいく。**

**また、課題としてある個人情報の取り扱いや効果的な事例検討の方法、会議の適切なメンバー構成等についても検討を行っていく。**

## Plan(計画)

### (2) 社会福祉協議会の体制強化

社会福祉協議会\*は包括的な相談・支援体制において、“コーディネート役”として各機関との連携を図る役割を担います。市は地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備など、その体制強化を実施します。

また、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画「いきいきプラン八王子」は“車の両輪”の関係です。両計画の整合性を図り、一体的な取組を推進します。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019 年度）の取組

#### 社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会は「地域で支えあうしくみづくり」を推進する役割を担っており、地域福祉を推進する中核的な存在です。この社会福祉協議会の体制を強化します。

令和元年度(2019 年度)は、円滑な事業実施と適正な運営体制整備のために、運営費補助として職員 20 名分の人件費補助等を行いました。

#### 社会福祉協議会職員の専門性向上への支援

社会福祉協議会職員の専門性向上にむけ研修等の参加を支援することで、社会福祉協議会の機能を強化します。

令和元年度(2019 年度)は、福祉事務所で実施している、社会福祉士実習生向けの研修の一部について、市職員及び社会福祉協議会職員の受入れを行うことで、各職員の専門性の向上に努めました。社会福祉協議会からは、3 日間で延べ 3 名の研修参加がありました。

#### 地域福祉推進拠点の整備促進

地域住民による福祉活動を支援し、地域のなかで課題を“丸ごと”受け止め、専門的な相談・支援機関へコーディネートする地域福祉推進拠点\*を市内全域に整備します。

令和元年度(2019 年度)は、新たに 3 か所の地域福祉推進拠点を整備しました。

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- 地域福祉推進拠点の整備数（社会福祉協議会）

包括的な相談の場である地域福祉推進拠点の整備数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	4か所	6か所	9か所	15か所		21か所

## 自己評価

地域福祉推進拠点由木東を令和元年（2019年）6月1日に、地域福祉推進拠点台町を令和2年（2020年）3月1日に、地域福祉推進拠点恩方を令和2年（2020年）4月1日（整備は令和元年度）にそれぞれ開設し、合計9か所とすることができました。**（令和4年度までに市内全域21か所の設置を目標）**

今後の拠点の整備の進め方については、社会福祉協議会の体制や拠点の在り方について、再度検証を行ったうえで課題や目標を整理し、配置計画の検討を進めてまいります。

※地域福祉推進拠点9か所の内訳…石川、川口、浅川、大和田、由井、由木、由木東、台町、恩方

## Act(改善)

**地域福祉推進拠点は、地域住民による福祉活動を支援し、地域のなかで課題を“丸ごと”受け止め、専門的な相談・支援機関へコーディネートする役割を担っているが、整備を促進するためには、社会福祉協議会の体制強化が必要である。**

**今後どのように社会福祉協議会職員の人材育成を図っていくのか、また地域との連携を進めていくのか、社会福祉法改正等の状況も確認しながら検討を行っていく。**

## Plan(計画)

### (3) 福祉に携わる職員の専門性の向上

市の職員や福祉施設従事者を対象に、認知症や障害者への理解など、福祉に対する総合的な知識や技術を深める支援を行うことで、専門性の向上を図るとともに、社会福祉主事など福祉系有資格者の育成を行い、福祉行政に対する市民の信頼感を高めます。また、福祉事務所として、社会福祉士をめざす実習生の受入を推進します。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019年度）の取組

#### “総合的な福祉研修”の実施

多様化する地域生活課題\*に対応していくため、現場で相談・支援業務を行う市職員の専門性の向上をめざします。

令和元年度(2019年度)は、福祉事務所で実施している、社会福祉士実習生向けの研修の一部について、市職員及び社会福祉協議会職員の受入れを行うことで、職員の専門性の向上に努めました。市職員は、3日間で延べ38名の研修参加がありました。

#### 社会福祉士実習指導者の育成

福祉事務所として社会福祉援助技術現場実習生(社会福祉士になるための現場実習)の受入を行っています。この受入体制の充実に向けて必要な実習指導者の確保・育成を行います。

令和元年度(2019年度)は、新規に1名指導者の研修を受講したことにより、実習指導者数8名となりました。

## Check(評価)

### この施策における活動指標

#### ○ “総合的な福祉研修”の延参加者数

福祉の各分野についての知識や理解を深め、現場で相談者が抱える課題を的確に把握できるよう、福祉制度に関する職員研修を実施します。この職員研修の延参加者数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	(新規)	延 29 人	延 38 人	延 50 人		延 100 人

## 自己評価

社会福祉士実習生向けの研修については、平成30年度（2018年度）より市職員等に対しても研修の場として受入れを行い、初年度は29人、令和元年度（2019年度）は38人の参加がありました。引き続き、庁内の関係所管に更なる周知を行い、積極的な参加を促していきます。また、この他にも障害や障害者に対する知識、理解を深めるための職員研修など、福祉部署で行っている市職員向けの研修を活用し、福祉に対する総合的な知識や技術の向上を支援してまいります。

## Act(改善)

**総合的な福祉研修は、福祉における職員の幅広い知識の取得やスキルの向上に有効であり、今後も多くの職員が受講することが望まれる。**  
**一方、実践的な経験を積むためにケースワークの手法なども取り入れることや職員のスキル状況が俯瞰できるようにするためのスキルマップの作製についても検討する必要がある。**

## Plan(計画)

### (4) 情報提供の充実

福祉の各分野では、対象者別に制度などの情報をまとめた福祉のしおりや子育てガイドブックなどの冊子を作成しています。制度や法律、福祉サービス等の情報が、それを必要とする人に行き渡るよう、媒体や周知の方法を工夫した情報提供を引き続き行います。

一方、児童福祉分野ではメールマガジンやSNS\*の活用が広がっており、他の福祉分野でもSNSの活用などを推進します。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019年度）の取組

#### 地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の情報提供の充実

児童福祉分野で実施しているSNSの活用など、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の各分野でも多様な手段によって必要な情報を発信していきます。

令和元年度(2019年度)は、引き続き「介護ナビ・はちおうじ」「子育てガイドブック」などの発行を行い、また、「子育て支援メールマガジン」や市公式フェイスブック「すくすく\*はちおうじ」により情報発信を行いました。

#### 音訳・点訳資料等の提供

ボランティアが作成した音訳・点訳資料の貸し出しや、他自治体の音訳・点訳資料を借り受けて図書館を通じて貸し出すことで、視覚障害がある方の図書館の利用を促し、どこでも本に触れ、情報や知識を得る機会を提供します。

また、文字を拡大することなどが可能な電子書籍を導入していきます。

令和元年度(2019年度)は、音訳資料の作成を168点、点訳資料作成を15点行いました。

## Check(評価)

### この施策における活動指標

#### ○ Facebook等SNSの活用 リアクションの数

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等各分野情報を分かりやすく、かつタイムリーに発信するため、SNSを活用します。このSNSのリアクションの数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	(新規)	1,280件	1,306件	750件		1,000件

## 自己評価

八王子市公式フェイスブック「すくすく\*はちおうじ」の“いいね！”数は、既に令和4年度（2022年度）時点での目標である1,000件を超える1,306件にのぼり、SNSからの情報発信としての役割は十分に果たせています。

このほか、介護ナビ・はちおうじ、子育てガイドブック、福祉のしおり、健康福祉のガイドブック等も合わせて引き続き各分野の情報を分かりやすく発信していきます。

## Act(改善)

多様な市民に対して効果的に情報提供ができるように、SNSや広報誌等幅広い手段を用いて引き続き積極的な情報発信を行っていく。

## 2 地域福祉活動支援・人材育成

### ～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～

#### 現状と課題

- ◆ 支援を必要とする全ての人々に支援が行き届くようにするためには、行政の取組に加え、“市民力・地域力”の活用が欠かせません。
- ◆ 地域住民が主体的に課題を解決し、それを地域が支えていくような“地域づくり”が必要です。
- ◆ 地域住民一人ひとりが当事者意識を持つとともに、地域の福祉活動を支える人材の確保・育成が求められます。

#### 必要な取組

- ◆ 地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員\*が活動しやすい環境を整備します。
- ◆ 地域住民が地域での活動に参加する機会を充実させます。
- ◆ 地域住民が主体的に行う福祉活動を支援します。
- ◆ 地域住民の虐待・孤立化の防止に向けた取組を推進します。
- ◆ 地域における防災・防犯活動の取組を支援します。

#### ○ 施策の展開

- (1) 民生委員・児童委員の活動支援
- (2) 地域で支えあう意識づくり
- (3) 地域で取り組むきっかけづくり
- (4) 地域における福祉活動の支援
- (5) “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携
- (6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- (7) 防災・防犯活動の推進

#### このテーマにおける目標

- ① 地域での活動に担い手として参加したことのある人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	50.2%	60.2%	66.9%
	調査結果		

② 福祉に関する地域活動に参加している人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	12.3%	13.9%	15.1%
	調査結果		

Plan(計画)

(1) 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員\*は、地域住民の声を最初に受け止め、専門的な相談・支援機関につなげるとともに社会福祉協議会\*と地域とをつなげる重要な役割を担います。

一方で、それぞれの民生委員・児童委員の負担増とならないよう行政から助言・指導を行うとともに、民生委員・児童委員が地域の人々により認知されるよう活動の支援を行います。

Do(実行)

令和元年度（2019年度）の取組

民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、地域住民に関する調査や相談・助言、行政機関と協力した地域住民への支援などを行います。こうした活動が充実するよう、民生委員・児童委員の活動をPRし、地域に知ってもらうことで、より活動しやすい環境を整備します。また、平成29年度に実施した民生委員・児童委員に対する実態調査を継続し、活動支援に役立てます。

令和元年度(2019年度)は、広報はちおうじやホームページで民生委員の活動をPRしました。

民生委員・児童委員の専門性向上にむけた支援

福祉サービスや相談・支援業務についての研修や意見交換を行い、民生委員・児童委員の専門性の向上を支援します。

令和元年度(2019年度)実績

委託研修:参加総数 202人 開催総数 12回

八王子市民生委員・児童委員全体研修:参加人数 785人 開催回数 2回

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- 民生委員・児童委員とその活動についての情報を、広報紙・ホームページへ掲載

した回数

広報紙、ホームページなどを活用し民生委員・児童委員のPRをすすめ、認知度が高まることで住民理解・協力を推進します。こうした情報の広報紙・ホームページへの掲載回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	3回	3回	4回	4回		5回

## 自己評価

広報はちおうじやホームページを活用し、民生委員・児童委員の活動のPRを行いました。地域住民への支援などを行う民生委員・児童委員の活動のPRを強化することは、民生委員・児童委員がより活動しやすい環境の整備につながることから、今後も継続して行ってまいります。

## Act(改善)

**民生委員・児童委員の活動内容を多くの市民に知ってもらうことは、民生委員・児童委員のなり手獲得にもつながるものと考え、今後もPRの機会を増やすとともに、身近な相談相手として地域での活動により一層力を入れて取り組んでいく。**

**Plan(計画)****(2) 地域で支えあう意識づくり**

福祉や消費生活といった地域で暮らすために欠かせない内容を知る機会を充実させ、市民の興味・関心を育てます。

また、福祉について学ぶ機会を増やすことで、お互いを理解し尊重しあう心を育む取組を支援し、意識のバリアフリー\*化を推進します。

**Do(実行)****令和元年度（2019年度）の取組****学校等への車いす等体験学習（社会福祉協議会）**

児童・生徒を中心に、福祉講話・車いす体験・高齢者疑似体験・点字体験・アイマスク体験を実施します。

令和元年度(2019年度)実績

実施件数 162 件 延参加者数 12,658 人

**夏休み体験ボランティア活動の実施（社会福祉協議会）**

中学生から青年を対象に、高齢者施設・障害者(児)施設・保育園等の協力のもと、施設内でのボランティア体験活動を行います。

令和元年度(2019年度)実績

協力施設 154 施設 参加人数 292 人

**はちおうじ出前講座の実施**

学習会などに、市や官公署・企業等の職員が講師として伺い、担当する事業などについて講義や説明をすることで、市民の活動に対する関心を高めます。

令和元年度(2019年度)実績

保健・福祉分野:21 件

子育て分野 :4 件

消費生活分野 :9 件

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- 学校等における車いす等体験学習の実施回数（社会福祉協議会）

車いす体験などの体験学習を通じて福祉に関する意識を高めます。この体験学習の実施回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	117件 (延13,714人)	156件 (延10,230人)	162件 (延12,658人)	130件 (延15,000人)		140件 (延16,500人)

## 自己評価

学校等での車いす等体験学習については、新型コロナウイルス等の影響により、数件中止となったものがあつたものの、延べ参加者数は、昨年度と比較して大幅に増加することできています。

## Act(改善)

昨年度と比較し実施回数、延参加人数ともに、増加することができているため、引き続き校長会等の場で学校等への周知や、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、動画コンテンツの作成等の工夫を行う等、さらなる増加につながるよう取り組んでいく。

## Plan(計画)

### (3) 地域で取り組むきっかけづくり

地域福祉活動に参加するきっかけとして、交流の“場”や福祉活動を学ぶ機会などを設け、地域福祉活動に参加するための支援をします。

また、こうした場や機会についての情報発信を行います。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019年度）の取組

#### 住民が地域活動に参加するための支援

地域福祉推進拠点\*（社会福祉協議会\*）では、地域住民が主体的に運営に関わっています。趣味の講座などをボランティアが企画・運営することを支援し、地域活動に参加するきっかけづくりを推進します。

令和元年度（2019年度）は、コミュニティスペースを併設する、地域福祉推進拠点石川において、“折り紙講座”などの趣味の講座を44回開催し、延べ771名の参加がありました。

#### はちおうじ志民塾の開催

概ね50歳以上のシニア世代を対象に、地域での様々な市民活動における中心的な役割を担う人材を養成しているはちおうじ志民塾を実施します。

令和元年度（2019年度）実績

卒業生：22名

#### お父さんお帰りなさいパーティーの開催支援

地域での市民活動への参加のきっかけづくりの場として行うイベントお父さんお帰りなさいパーティーに対する支援を行います。

令和元年度（2019年度）実績

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催中止

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- 地域福祉推進拠点における地域住民主体の事業実施回数（社会福祉協議会）

地域福祉推進拠点において、地域の人が集まる機会を提供し福祉活動へ参加するきっかけづくりを推進します。この地域住民主体の事業実施回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	29回 (延395人)	52回 (延846人)	44回 (延771人)	35回 (延450人)		40回 (延500人)

## 自己評価

地域住民の特技や趣味を活かしたイベントをボランティアが企画・運営することをCSWが支援することで、地域の中に誰もが参加できる居場所ができ、住民同士の新たなつながりを生み出すことができました。活動指標である「地域福祉推進拠点における地域住民主体の事業実施回数」については、平成30年度（2018年度）から減少はしているものの、令和4年度（2022年度）時点での目標数は超えることができております。

引き続き、地域福祉推進拠点において地域ニーズに密着した住民主体の事業を展開し、居場所や生きがいづくり、地域活動の新たな担い手の発掘・育成、福祉情報の発信を、CSWが中心となり進めていきます。

## Act(改善)

趣味の講座だけでなく、地域からの要望により体操教室等を定期的を開催するなど、地域ごとにボランティアが中心となった地域福祉活動の場が着実にできている。引き続き、地域状況をよく把握したうえで、取り組んでいく。

## Plan(計画)

### (4) 地域における福祉活動の支援

地域における課題の解決に向けた取組を進めている個人や、町会・自治会、NPO\*等の団体の福祉活動を支援します。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019年度）の取組

#### ういずサービス（有償家事援助サービス）の推進（社会福祉協議会）

高齢者や障害者・ひとり親家庭や産前産後・病気やけが等で日常生活を送るうえで家事援助が必要な方（利用会員）に対し、登録した協力会員がホームヘルプサービスなどを実施するういずサービスの取組を推進します。

令和元年度（2019年度）は、事業の説明と協力会員募集のための説明会を5回、協力会員研修会・学習会を14回開催しました。また利用会員は245名、協力会員は199名となりました。

#### 高齢者ボランティア・ポイント制度の推進

介護予防効果を高めるとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、あらかじめ登録された65歳以上の高齢者が介護支援ボランティア活動を行った際にポイントを付与し、このポイントに応じた交付金等を支給する高齢者ボランティア・ポイント制度を推進します。

令和元年度（2019年度）は、高齢者ボランティア登録者が2,842人となりました。また高齢者ボランティア受入指定施設等は353機関となりました。

#### ファミリー・サポート・センターの活用

子育ての手助けが欲しい方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）による、地域での育児の相互援助活動を仲介するファミリー・サポート・センター事業を推進します。

令和元年度（2019年度）実績

年間活動数：3,520回

## 日本赤十字社（日赤）活動への支援

八王子市赤十字奉仕団は、防災訓練・水防訓練やイベントの際の炊き出しや救護法普及活動等を行っています。奉仕団による非常災害時の被災者の援護、健康増進、疾病予防などの社会奉仕活動を今後も支援します。また、災害義援金の募集や血液センターと協力した献血の呼びかけ、広報紙などを活用した奉仕団員増員を図ります。

令和元年度(2019年度)末時点

奉仕団分団数:12分団 奉仕団員数:211人

## 町会・自治会による福祉活動への支援

町会・自治会は民生委員・児童委員\*とも関わりが深く、両者が協働して地域福祉を推進していくことが望まれます。今後、見守り活動など福祉活動を行う町会・自治会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員とのさらなる連携を推進します。

令和元年度(2019年度)は、町会・自治会と民生委員・児童委員で意見交換や情報交換を行っている情報連絡会を新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催することができませんでした。

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- ういずサービスの協力会員数（社会福祉協議会）

住民相互の福祉活動であるういずサービスの協力会員の増員を図り、地域住民の活動支援につなげます。この協力会員数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	207人	199人	199人	215人		230人

## 自己評価

住民相互の福祉活動である、ういずサービスの協力会員数は依然として策定時の人数を下回る数字となっています。引き続き、協力会員数の増加に向けて、説明会や広報を通じて積極的に周知活動を行い、活動への理解を広めることで協力会員の増加につなげていきます。

## Act(改善)

**「ういずサービス」の協力会員数を増やすためには、引き続き市民に対して積極的な周知を行う必要がある。**

## Plan(計画)

### (5) “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携

“市民力・地域力”の向上のためには住民参加が大きなカギとなります。

今後、住民参加の促進のため、ボランティアセンター\*を中心に、活動の内容や目的ごとに地域福祉活動を行っている個人や団体間での情報交換等を行うネットワークを充実します。

また、21の大学、短期大学、高等専門学校が立地している全国でも有数の学園都市の強みを活かし、学生によるボランティア活動を推進します。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019年度）の取組

#### ボランティアセンター（社会福祉協議会）の運営支援

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしてみたい人、ボランティアの支援を求める人からの相談を受け、活動先や活動者の紹介など様々な支援を行っています。

また、本市が被災した場合には災害ボランティアセンター\*として、市と共に復興をめざす取組を進めます。このボランティアセンターの運営を支援します。

ボランティア活動の活性化・活動推進を図ることを目的とした事業実施のための運営経費の補助を、令和元年度(2019年度)も引き続き行いました。

令和元年度(2019年度)末時点で、個人でのボランティア登録者は437名、団体での登録数は307団体、4563名となります。

#### 高齢者活動コーディネートセンターの運営

特技を持った高齢者を、それを必要とする方に紹介し、つなげるとともに、双方の相談を受け付け、高齢者の生きがいづくりとなる様々な活動を実施する高齢者活動コーディネートセンターを運営します。

令和元年度(2019年度)実績

コーディネーター数:190名

講師登録者数:663名

コーディネート成立件数:573件

#### 子育て応援団Beeネットの活用

子育て中の家庭を地域で見守り、支援するため、子育てに関わるボランティアを育成している子育て応援団Beeネットのさらなる活用を図ります。

令和元年度(2019年度)実績

登録者数:597名

## 市民活動支援センターの運営

まちづくり、環境、教育、福祉、国際交流、文化、スポーツなど、あらゆる分野の公益的な市民活動を行っている団体に対し、会議室の貸出や講座の実施、相談の受付等、市民活動支援センターによる支援を行います。

令和元年度(2019年度)実績

会議室貸出件数:835回 講座等開催回数:16回

## 学生によるボランティア活動の推進

学生のボランティア活動を推進し、地域社会の活性化を図るとともに、学生の八王子への愛着や理解を深めるための取組を行います。また、大学コンソーシアムの機能を活かし、加盟団体等と連携しながら学生が地域社会に参加する機会を高めていきます。

令和元年度(2019年度)は、本市との協定に基づきボランティア募集を行った3校(東京工科大学、日本工学院八王子専門学校、山野美容芸術短期大学)より、90事業に計627名の学生ボランティアが参加しました。

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- 小地域福祉活動を行う団体数（社会福祉協議会）

地域の課題に取り組む小地域福祉活動団体の立ち上げを支援し、運営をサポートします。この小地域福祉活動を行う団体数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	18団体	27団体	32団体	28団体		37団体

## 自己評価

小地域福祉活動を行う団体数は、令和元年度（2019年度）、市域全域で32団体となり、既に令和2年度（2020年度）時点での目標数である28団体を超えることができております。団体数には地域差もありましたが、1団体であった北部エリアが3団体になるなど少しずつ解消してきています。今後も、住民互助の見守り・支えあい活動の重要性を働きかけ、地域力を引き出し・発揮できるように支援や援助を行っていきます。また、情報交換会の開催などにより、活動の活性化に努めていきます。

## Act(改善)

小地域福祉活動を行う団体数の地域差は少しずつ解消しているが、引き続き空白地区の抽出等を行い、テコ入れしていくなどの工夫が必要である。

## Plan(計画)

### (6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、身近な相談や生活に必要なサービスを充実させます。そのためには、地域における住民が集まる機会の増加を促すとともに、事業者に見守り活動へ協力いただくなど、普段から顔の見える関係づくりを推進します。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019 年度）の取組

#### 見守り協定の活用

通常業務中に気づいた“異変”を、市の見守り専用電話に連絡し情報提供する見守り協定事業者と連携し、虐待等の早期発見に努めます。

令和元年度(2019 年度)は、新たに 2 件の新規協定締結を行いました。

#### 地域交流サロン活動への支援

身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流の場を提供するふれあい・いきいきサロンや子育てサロンなどの活動が活発になるように支援します。

令和元年度(2019 年度)支援実績

ふれあい・いきいきサロン:185 団体

子育てサロン:10 団体

#### シニアクラブへの支援

おおむね 60 歳以上の方で構成される、地域貢献活動、健康づくり・介護予防活動、生きがいを高める活動などを行うシニアクラブへの支援を行います。

令和元年度(2019 年度)助成実績

活動団体数:196 団体

**Check(評価)**

## この施策における活動指標

## ○ 見守り協定の締結数

虐待・孤立化の予防や早期発見に向け、事業者等との見守り協定の締結を推進します。この事業者との見守り協定の締結件数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	新規5件 (計27件)	新規6件 (計34件)	新規2件 (計36件)	新規5件 (計32件)		新規5件 (計37件)

## 自己評価

令和元年度（2019年度）は新規に2件の事業者と見守り協定の締結を行なうことができ、既に令和2年度（2022年度）時点での合計締結件数の目標を超えております。着実に件数を増加させることができている。引き続き、事業者等との協定締結を推進し、地域の高齢者等をゆるやかに見守っていくことで、地域社会からの孤立を防止し、安心して生活できる地域づくりを目指します。

**Act(改善)**

見守り協定については、事業者への周知の結果、締結件数が着実に増加している状況であるため、引き続き積極的な周知を図っていく。

## Plan(計画)

### (7) 防災・防犯活動の推進

災害などの緊急時の支援を円滑に行うためには普段からの顔の見える関係づくりが大切です。また、こうした取組は防災だけでなく、防犯の効果もあり、一体的に行うことが有効です。

そのため、普段からの関係づくりを充実させるとともに、防災・防犯に対する知識の取得や災害時の対応方法まで含めた実践的な防災・防犯活動を推進します。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019 年度）の取組

#### 地域における災害時支援体制の充実

災害時に避難行動要支援者を支援する地域支援組織の結成を促すため、町会・自治会等からの相談受付やマニュアルを提供するなどの普及・啓発を行います。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、市民部事務所、市役所本庁舎及び市立小学校等に配備することで、災害時の避難行動要支援者\*の確認に活用します。

令和元年度(2019 年度)は、相談の受付を 2 件、町会の会合等に出向いて説明を行った件数が 1 件となり、新規に 2 団体の地域支援組織の結成がありました。

#### 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

避難行動要支援者の中でも、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者への被害を最小限にとどめるため、一人ひとりの状態に合わせた災害時の支援計画を作成します。この計画を関係機関と共有し、災害時の支援体制を強化します。

令和元年度(2019 年度)実績

災害時個別支援計画策定件数:46 件

#### 災害ボランティアリーダーの養成（社会福祉協議会）

本市が被災したとき、各地から支援に訪れる災害ボランティアを取りまとめ、被災者の支援ニーズをコーディネートするのが災害ボランティアリーダーです。リーダー養成を進め、地域で助けあうしくみを充実させ、地域の防災力を高めます。

また、市の総合防災訓練では災害ボランティアセンター\*立上げ訓練等を社会福祉協議会\*と市が合同で行うことで、災害時の円滑な対応を整えます。

令和元年度(2019 年度)は、災害ボランティア養成講座・講演会を 1 回開催し、26 名の参加がありました。また災害ボランティアリーダーの登録者数は、142 名となりました。

## 自主防災組織への支援

共助体制の強化を図り、地域防災力向上をめざすため、主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を支援します。

令和元年度(2019年度)実績

新規結成団体数:8団体 総数:453団体

## 地域防犯リーダー養成講習会の実施

地域での自主防犯活動をけん引する地域防犯リーダーを養成するための講習会を実施し、地域における防犯活動を推進します。

令和元年度(2019年度)実績

本講習参加者:71名 フォロー研修参加者:21名

## Check(評価)

### この施策における活動指標

#### ○ 地域支援組織についての説明会の実施回数

町会・自治会等への説明機会を増やすことで、避難行動要支援者\*に対する支援をすすめる地域支援組織の結成促進を図ります。この町会・自治会等への説明会の実施回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	1回	3回	1回	3回		5回

## 自己評価

地域支援組織の結成に向けて、窓口等での相談が2件、町会・自治会等へ出向いての説明会を1件行いました。令和元年度(2019年度)は、新規の地域支援組織の結成が2件あり、引き続き町会・自治会等への周知活動や説明機会を増やすことで、地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害を減らす仕組みづくりの構築を目指します。

## Act(改善)

地域支援組織を増やすためには、町会・自治会における自主防災組織への働きかけが有効である。今後も町会・自治会への積極的な情報発信の中で活動への理解を得て、組織の結成を促進していく。また、災害ボランティアリーダーの養成等については、令和元年東日本台風での対応を踏まえた取組を行う。

## 1 福祉サービスの充実

### ～社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上～

#### 現状と課題

- ◆ 地域生活課題\*は多様化・複雑化しており、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野において連携した取組が求められます。
- ◆ 生活困窮者自立支援法や成年後見制度利用促進法など、社会的弱者へ支援を行う法律ができ、これまでの取組に加え、より専門的な取組が求められます。
- ◆ 地域福祉に対するニーズの的確な把握や社会資源の活用、地域住民の理解促進などが必要です。

#### 必要な取組

- ◆ 地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野における福祉サービスを充実し、連携して支援を行います。本計画では、生活困窮者\*への支援の充実を中心に取り組みます。
- ◆ 権利擁護の推進・成年後見制度\*の利用を促進します。
- ◆ 利用者の視点に立った福祉施設や事業所の評価・指導・検査を行います。
- ◆ ユニバーサルデザイン\*に基づき、ハード整備と普及・啓発を行います。

#### ○ 施策の展開

- (1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査
- (5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

#### このテーマにおける目標

- ① 生活困窮者に対する相談窓口が市役所にあることを知っている人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	54.7%	80.7%	98.1%
	調査結果		

② 「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	52.4%	63.6%	71.2%
	調査結果		

**Plan(計画)**

(1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実

地域生活課題\*が多様化しており、課題を抱える地域住民が地域で安心して暮らすことができ、支援を必要としている人が必要な支援を適切に利用できるよう、各分野の福祉サービスを充実します。

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの取組は、対象者別計画で推進します。本計画とこれらの計画の連携を密にし、福祉サービスの充実を図ります。

**Do(実行)**

令和元年度（2019年度）の取組

高齢者や介護関係者への支援 → 対象者別計画：高齢者計画・介護保険事業計画

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護の連携推進、地域包括ケアシステムの強化や介護人材の確保・定着・育成を推進します。

障害者と家庭への支援 → 対象者別計画：障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者とその家族が、地域で充実した自立生活を送れるよう、障害を理由とする差別禁止の取組や障害児などへの支援の充実、就労支援や、障害児を含めた切れ目のない支援を実施します。

子どもと家庭への支援 → 対象者別計画：子ども育成計画

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等の実施、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、子どもの貧困対策を推進します。

生活にお困りの方への支援 → 対象者別計画：地域福祉計画（本計画）

様々な課題を持つ生活困窮者\*に対し、地域において自立した生活を実現できるよう支援します。（→69ページ）

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- この項目は、活動指標は設定しません。

### 自己評価

各対象者別計画に基づき着実に事業実施を行っていきます。

## Act(改善)

**各対象別計画に基づき着実に事業を進める必要がある。**

## Plan(計画)

### (2) 生活困窮者への支援

様々な課題を持つ生活困窮者\*に対し、地域において自立した生活を送ることができるよう支援します。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019年度）の取組

#### (ア) 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である就労準備支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業を一体的に実施します。

#### 自立相談支援事業

就労やその他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等の実施

令和元年度(2019年度)実績

新規相談件数:1,722件

プラン作成件数:490件

#### 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った又はそのおそれがある方に対し、就職に向けた活動をすることなどを条件として、有期で家賃相当額を支給

令和元年度(2019年度)実績

相談人数:90人 支給人数:19人

#### 就労準備支援事業

生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、一般就労に必要な基礎的能力を習得するための訓練を有期で実施

令和元年度(2019年度)実績

支援対象者:50件

#### 学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への相談支援の実施

令和元年度(2019年度)実績

参加者数:276名 会場数:13か所

## 家計相談支援事業

家計に課題を抱える方への家計管理能力を高め、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援を実施

令和元年度(2019年度)実績

プラン作成数:76件

## 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定

直ちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場を提供する事業者の認定

令和元年度(2019年度)実績

認定件数:2件

### (イ) 関係機関・他制度、多様な主体による支援

八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議で多様な主体による支援の方法を検討することをはじめとして、庁内関係所管や教育委員会、ハローワーク、社会福祉協議会\*、民生委員・児童委員\*等が連携し、対象者の早期発見や包括的な支援を行っていきます。

## 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談・支援を行います。

令和元年度(2019年度)新規実績

福祉資金:2件

教育支援資金:91件(教育支援費:55件 就学支度費:36件)

## 生活保護制度の適正実施

生活保護受給世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

生活保護受給世帯の自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。

生活保護制度の趣旨に基づき、適正な運用を実施いたしました。

## 生活保護受給者等就労自立促進事業

市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者\*などの就職を支援します。

市役所に設置されたハローワークの常設窓口(八王子就労サポート)と連携し、支援対象者の就労による自立を促進します。

令和元年度(2019年度)実績

新規対象者:335名 就労決定者:235名

## 若者自立就労支援

働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～39歳くらいまでの若者が就労するよう、協力事業者の事業所における職場体験など様々な支援を行います。

令和元年度(2019年度)実績

協力事業者 69社

## 若年無業者就労促進事業（八王子若者サポートステーション（サポステ））

サポステの登録者や当支援を受けることが適当であると判断された人を対象として、社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、なかなか就労に結びつかない若者に対し、就労の経験を積むことができる支援付きの就労の機会を提供する就労訓練（いわゆる「中間的就労」）を行うことにより、社会的自立・就労に結び付けます。

令和元年度(2019年度)実績

進路決定者:36名

## (ウ) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援法は、様々な課題を抱える生活困窮者\*に対して支援をするだけでなく、地域を見つめ直して、誰もが支えあい、生きづらさを少しでも軽減して生活を営める、そうした地域をつくっていこうという考えのもとにできたものです。

この理念を達成していくためには、既存の地域の社会資源との連携、新たな社会資源の創出、地域住民の理解を促進するための機会づくりなど、市と地域が一体となった地域づくりが必要となります。

地域での生活困窮者自立支援制度の認知度を高め、連携を促進するため、一層の周知を図っていきます。

## 社会福祉法人との連携

社会福祉法人\*が有する機能(福祉専門職員や福祉施設の活用など)を活かし、中間的就労等の実施、無料学習支援教室の会場提供など、生活困窮者のための連携を推進します。

令和元年度(2019年度)は、3法人が中間的就労を実施し、それぞれの施設が持つ“強み”を活用する中で大きな成果がありました。また、支援方法を確立するための協議を行いました。無料学習支援教室については、2か所で会場提供をしていただき、生活困窮者のための連携を推進することができました。

## 地域福祉推進拠点との連携

社会福祉協議会\*が整備を進める地域福祉推進拠点\*との連携を進め、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える体制づくりを推進します。

令和元年度(2019年度)は、地域福祉推進拠点との連携を進め、地域福祉推進拠点、自立相談支援機関それぞれにおける相談の相互支援を行いました。

## NPO法人など地域で活動している団体との連携

フードバンク団体、子ども(誰でも)食堂、無料学習塾など、地域で活動する様々な団体と連携し、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える地域づくりを推進します。

令和元年度(2019年度)は、これまでの連携先に加え、農業団体、家族会、当事者団体などとの連携も進めました。

## Check(評価)

## この施策における活動指標

## ○ 自立支援相談の新規相談件数

制度周知及び関係機関との連携強化により、支援を必要とする人を早期に発見し、相談・支援を行います。この自立支援相談の新規件数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	1,140件	1,525件	1,722件	1,300件		1,500件

## ○ 就労決定者数（生活保護受給者含む）

ハローワーク等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行い、自立につなげます。この支援を通じた就労決定者数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	468人	435人	372件	580人		680人

## ○ 無料学習教室の参加者数

無料学習教室では、子どもたちの未来の自立に向け、学習機会の場を提供します。この無料学習教室の参加者数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	110人	162人	276人	130人		160人

## 自己評価

生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援相談の新規件数は、大幅に増加しており、既に令和4年度（2022年度）時点での目標数を超えることができております。主な要因としては、制度の周知及び関係機関との連携強化により、早期発見につながったことがあります。引き続き関係機関との連携強化に努めます。また、就労決定者数については、減少となっておりますが、これは生活保護受給者が減少傾向にあることや就労になかなか結び付かない方の増加が要因となっています。引き続き、自立につながる就労支援を進めます。

無料学習教室の参加者は、大幅な増加となっており、自立支援相談の新規件数と同様に既に令和4年度（2022年度）時点での目標数を超えることができております。引き続き部署間の連携を行なうことで、参加者の増加につなげ、子どもたちの未来の自立につなげていきます。

## Act(改善)

生活困窮者自立支援法に基づく支援として実施している各事業について、引き続き生活困窮者の早期発見・早期支援につながるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。

## Plan(計画)

### (3) 権利擁護の推進

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度\*や地域福祉権利擁護事業の周知を図り、利用しやすい環境を整備します。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019年度）の取組

#### 成年後見・あんしんサポートセンター八王子の体制強化

福祉サービスの利用に際しての苦情対応や判断能力が十分でない方の権利擁護、成年後見制度の利用等について相談受付や支援、普及啓発、市民後見人の養成及び活用の推進、法人後見監督の充実に向け、体制を強化します。

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見・あんしんサポートセンター八王子の運営を社会福祉協議会に委託し、適切に業務を遂行し、体制の強化に努めました。

#### 成年後見制度の利用支援

判断能力が十分でない方で、後見等の申立をする親族がいない場合などに、後見人等を選任する審判を市長が家裁に申し立てることで、対象となる方の財産管理や身上監護などを行います。

また、成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用及び後見人等報酬について助成を行います。

令和元年度(2019年度)実績

市長申立実績: 47 件

助成件数: 46 件

**Check(評価)****この施策における活動指標**

## ○ 市民後見人候補者の登録者数

成年後見制度\*の利用促進に向けて、市民後見人\*候補者の養成を行うことで、成年後見人等の担い手を確保し、権利擁護の推進につなげます。この市民後見人候補者の登録者数を活動指標とします。

年度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内容	33 人	36 人	39 人	63 人		93 人

## ○ 成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数

成年後見制度についての講座等を実施することで、本制度の周知や理解を深めてもらう機会を提供します。この講座・学習会の開催回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内容	9回 (延 234 人)	9回 (延 250 人)	10 回 (延 194 人)	11 回 (延 250 人)		13 回 (延 270 人)

**自己評価**

令和元年度（2019 年度）は、平成 30 年度（2018 年度）に実施した市民後見人養成基礎講習会修了者 5 名がフォローアップ研修として専門講習会に参加し、市民後見人としての知識を深めました。

成年後見制度の利用促進には、成年後見人等の担い手の確保が必要となることから、引き続き市民後見人候補者の養成に向けて、広報や説明会などで周知活動を進めていきます。

また、市民後見人候補者の受任がすすめられるよう体制づくりを図っていきます。

成年後見制度の普及啓発では講演会を 3 回、学習会を 7 回開催し、延べ 194 人の参加がありました。

**Act(改善)**

**市民後見人の候補者の登録者増のために、講座・学習会などを引き続き積極的に開催していくとともに、町会・自治会と連携した取組みも必要である。また、養成した市民後見人に対するフォローも引き続き実施していく。**

## Plan(計画)

### (4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査

福祉・保健医療に関わる事業所による良質で適切な福祉サービス提供をめざし、第三者による評価受審への支援や、認可事務及び指導・検査事務を適切に行い、市民が安心してサービスを利用できる環境を整えます。

## Do(実行)

### 令和元年度（2019年度）の取組

#### 社会福祉法人認可事務及び指導・検査事務の実施

社会福祉法人\*の設立、定款変更等の認可等及び福祉サービス事業者への指導・検査を行います。

##### 令和元年度(2019年度)実地検査

老人福祉施設(養護・有料老人ホーム)10施設

介護サービス事業所等 167事業所

障害サービス事業所等 184事業所

児童福祉施設等 167施設

#### 東京都福祉サービス第三者評価受審費補助

福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表するしくみのことです。高齢や障害、子育て等各分野の対象施設等に対し、この受審促進のため、受審費の一部補助を行います。

##### 令和元年度(2019年度)

高齢者福祉施設:12件

障害者福祉施設:40件

児童福祉施設:7件

#### 施設従事者向け虐待防止研修の実施

高齢者及び障害者の施設従事者に対し、入所者への虐待を防止するための研修を実施します。

##### 令和元年度(2019年度)実績

実施回数:3回、参加者数:233名

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- この項目は活動指標を設定しません。

### 自己評価

福祉・保健医療に関わる事業所による良質で適切な福祉サービス提供をめざし、第三者による評価受審への支援や、認可事務及び指導・検査事務を適切に行い、市民が安心してサービスを利用できる環境を整えました。

## Act(改善)

**引き続き市民が安心してサービスを利用できる環境を整える必要がある。**

## Plan(計画)

## (5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

ユニバーサルデザイン\*に基づく、誰もが利用しやすいまちづくりの整備を進め、市民の理解を深めていきます。

## Do(実行)

## 令和元年度（2019年度）の取組

## 思いやり駐車スペース設置への補助

障害者・妊産婦・高齢者・一時的にケガをしている方など、歩行や移動の困難な方が優先的に使える、駐車場利用者の“思いやり”に根ざした駐車スペースです。

市の施設への設置が進んでいるため、民間施設への設置を促進するための一部費用の補助を行います。

令和元年度(2019年度)は、新規補助対象はありませんでした。

## 赤ちゃん・ふらっと設置促進

乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるように設置された、授乳やおむつ替えができるスペースです。

事業者や子育て支援施設と連携しながら、必要な地域への赤ちゃん・ふらっとの設置を促進します。

令和元年度(2019年度)は、3件の新規設置があり、市内の設置件数は132件となりました。

## 交通空白地域交通事業への運営費補助

交通空白地域(鉄道駅700m、バス停300m以遠)で地域が行う、地域交通事業運営費の補助を行います。

令和元年度(2019年度)は、小津町地域バス、旭ヶ丘団地乗合タクシーに補助を実施しました。

## 東京都福祉のまちづくり条例\*に基づく審査・指導の実施

高齢者、障害者などだれもが円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、だれでもトイレの整備など東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出に対し指導、助言をします。

令和元年度(2019年度)実績

届出総数:22件

**Check(評価)**

## この施策における活動指標

## ○ 思いやり駐車スペースの民間設置数

思いやり駐車スペースの民間施設への整備を推進することで、配慮が必要な人へのより多くの市民の理解が広がり、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの意識を高めます。この思いやり駐車スペースの民間施設への設置数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	0台	0台	0台	3台		6台

## 自己評価

思いやり駐車スペースについては、令和元年度（2019年度）は台数制限を設けず、小規模な商業施設等にも利用できるように制度変更をしましたが、民間への設置には至っていません。

**Act(改善)**

**思いやり駐車スペースが依然として民間施設への設置に至っていないことについては、再度検証を行い、更なる工夫を行う必要がある。**

令和2年度（2020年度） 第1回 包括的な地域福祉ネットワーク会議議事録	
日時・会場	令和2年（2020年）7月31日（金）10:30～11:40 職員会館第一会議室
出席機関等	福祉政策課、高齢者福祉課、障害者福祉課、生活自立支援課、保健対策課、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター、子ども家庭支援センター、男女共同参画課、消費生活センタ、住宅政策課、未来デザイン室
	高齢者あんしん相談センター大横、地域生活支援センターあくせす、社会福祉協議会（支えあい推進課、成年後見・あんしんサポートセンター八王子、地域福祉推進拠点 CSW）
事務局	福祉政策課担当
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 副会長の選任</li> <li>3. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉法の改正について</li> <li>(2) ひきこもり対策について</li> <li>(3) 今後の進め方</li> </ol> </li> <li>4. 閉 会</li> </ol>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 「包括的な地域福祉ネットワーク会議」出席者名簿</li> <li>・ 八王子のひきこもり支援</li> <li>・ 社会福祉法の改正趣旨・改正概要</li> <li>・ 重層的支援体制整備事業の財政措置について</li> </ul>
会議の要旨	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会   <b>会長挨拶</b>  本会議の会長は福祉政策課長をもって充てることとなっている、井上前福祉政策課長の異動に伴い、平井福祉政策課長が会長に就任。</li> <li>2. 副会長の選任   本会議の副会長は会長が選任することとなっている。</li> </ol>

会長	<p>本会議で一番関連深いのは高齢者あんしん相談センターであり、所掌している高齢者福祉課の臼井課長補佐にお願いしたいと考える。</p> <p><b>意見等がなかったため、高齢者福祉課臼井課長補佐を選任</b></p>
副会長	<p>高齢者福祉課においても複合的な課題を解決するために、平成 29 年度から若年性認知症の方に対する支援の庁内連携会議というものを勉強会的に開催している。本会議の主旨が連携体制の構築であることから、複合的な支援が必要な若年性認知症の方についてもこの会議について諮っていければと考えている。</p> <p><b>3. 報告事項</b></p> <p><b>(2) ひきこもり対策について</b></p> <p><b>説明者である生活自立支援課の遠藤主任の業務の都合上、次第の「(1) 社会福祉法の改正について」と順番を変更</b></p> <p><b>資料の「八王子のひきこもり支援」について遠藤主任より説明</b></p>
事務局	<p>説明の中で地域福祉推進拠点の必要性という話があったが、付け加えることやご意見があるか。</p>
出席者	<p>説明の中にあつたとおり、新型コロナウイルスの影響で、これまで展開されてきた様々な地域活動がすべて一旦停止し、活発に活動していた方も家に引きこもってしまった。また、拠点の活動強化、地域ネットワークの拡充を図るためのキーポイントと遠藤主任からあつたが、拠点を運営している社協としては、まだまだ地域住民や関係機関の方々とネットワークは足りないと感じている。今年については、各拠点の CSW に地域住民や関係機関の方に支持してもらえるような仕組みづくりをしていってほしいと伝えているところである。現在拠点は9つでそのうち2つは今年から始まった。ひきこもりの相談件数自体は多くはないが、相談は何件か来たという話は聞いている。</p>
出席者	<p>高齢者のひきこもりについては、介護保険を利用していけばケアマネージャーや包括において早い段階で見つけることが可能であるが、65 才未満の方に関しては、本人自身がそこまで困っていないということもあり、自分から手を挙げるというよりは周りの方が心配して情報が入ってくるレベルでしか我々も把握していないというのはある。今後、高齢者を支援している包括や関係機関の方で、その息子や直接支援対象とならない方が引きこもっている等の話が出たときに、拠点の方で引き継いでその方に対する支援につなげていくということが今後の連携強化の中で必要になってくると考えている。</p>
出席者	<p>地域生活支援センター「あくせす」は、主に精神障害の方の相談支援機関であり、障害者の生活拠点支援事業というものを行っている。高齢者である障害者に対する虐待があり、その子どもの支援をという中でひきこもりが発覚する場合がある。高齢者分野の方とは連携を取り、勉強会への参加も始めているが、</p>

出席者	<p>地域福祉推進拠点の方にもお世話になっている。ひきこもりの方は様々で、家から一步も出ない方や、コンビニに買い物に行くことはあっても社会に出ているとは言えないような方がいる。東京都のひきこもりに係る支援協議会というのはそういった方もすべてひっくるめてということか。</p> <p>そうです。ひきこもりというのは完全に引きこもっていなくても、買い物や自分の好きなことのために外出はするが、基本的に地域、周囲とのコミュニケーションができない方を定義しており、説明の中で申し上げた市内のひきこもりの推計もそのような方を含めて数えている。</p>
会長	<p>東京都で協議会を立ち上げて調査を行っているとのことだが、福祉政策課で言うと、相談機関向けの調査と連携機関向けの調査ということで民生委員による調査が来ている。今後の東京都の流れとして、調査のスケジュールや会議のまとめ方などで承知していることがあれば教えていただきたい。</p>
出席者	<p>本来は8~9月あたりに調査をして集計し、その後評価を含めて最終的な提言を出すという流れであったが、月曜日(8月3日)にあったはずの協議会も延期となったのでズレてくると思う。詳細は都の事務局からの情報を待っている。</p>
会長 出席者	<p>調査結果を待つてそこから提言をする、というのが協議会の流れか。</p> <p>そうです。取りまとめをするということになる。</p>
会長	<p><b>(1) 社会福祉法の改正について</b> 資料の「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」「重層的支援体制整備事業の財政措置について」について福祉政策課星野主任より説明</p> <p>補足になるが、「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」の27ページをご覧ください。本市ではこの重層的支援体制整備事業というものを実施していきたいと考えている。色々と事業が記載されているが、既存の事業として実施しているものもある。既存の相談機関等を活用して包括的な支援体制を構築していくものであり、新たに窓口を作るという話ではない。市町村ごとにオリジナルで考えるということになるが、必須の事業もある。本市では地域福祉推進拠点において包括的相談支援やアウトリーチ、多機関協働も一部実施している。重層的支援体制整備事業は、来年4月に施行されるが、開始に合わせて社会福祉協議会を中心にこの事業を展開していくという政策決定をしていきたいと考えており、関係部課長には資料を送付したところである。もともと包括的支援体制というのは福祉分野に求められていたことであるが、法に合わせて体制整備していくということになる。ただし、事業費の考え方が変わって、介護特会から一般会計への繰り入れや各事業の予算の前々年度の事業が按分率として算定されるということもあるので、その辺りは各所管に照会をかけさせていただく。</p> <p><b>(3) 今後の進め方</b> 今後のネットワーク会議の進め方については、重層的体制整備事業を市とし</p>
会長	

て政策決定する中で変わってくる。冒頭で副会長から話があった若年性認知症やひきこもりの話についても関係機関との連携が必要だという話をいただいている。地域参加ということでは、地域づくり推進事業と体系的に整理したほうが良いのかなとも考えている。この会議で実施したかったのは、具体的な事案に対して、関係機関からこういう支援が良いのではないかとといった意見をもらうことであったが、多機関協働事業ではプランを個々に作らなければならないというもある。この会議の位置づけを整理するため、市の政策決定の動向等を踏まえて、次回、要綱改正も視野にいれてこの会議自体をどう整理するか、そもそもの包括的支援体制をどうしていくのかという話をしたいと思う。9月には政策会議にかけ、その動向を見ながらお集まりいただきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

#### 4. 閉 会

【 意 見 書 】

送付先 : 八王子市福祉部福祉政策課 (送付票不要)  
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
電話 042-620-7240 (直通)  
FAX 042-628-2477  
Mail b440100@city.hachioji.tokyo.jp

件 名 : 令和2年(2020年)第2回地域福祉専門分科会(書面開催)の内容について

送付者 : \_\_\_\_\_

\*意見等ありましたら、ご記入ください。

\*意見書の提出をもって会議出席といたしますので、意見等がない場合もその旨ご連絡願います。

令和3年(2021年) 月 日

<p>・重層的支援体制整備事業への移行について</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
<p>・「令和2年度(2020年度)第1回八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」の報告について</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
<p>・第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の結果について</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
<p>・令和2年度(2020年度)第1回地域福祉専門分科会に対するご意見等への回答について</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

\*郵送、FAX 又は eメールで会議開催後1週間以内にお送りください。

\*メールの場合は、様式の定めはございませんので、分かるように送付してください。